

国第百九十三回

參議院財政金融委員會會議錄第十六號

平成二十九年五月二十五日(木曜日)  
午前十時開会

五月二十四日 辰巳孝太郎君  
小池晃君

五月二十五日 鶴保庸介君 辞任  
高野光一郎君 補欠選任

出席者は左のとおり

理  
事

委員

○ 本日の会議に付した案件

○ 政府参考人の出席要求に関する件

○ 参考人の出席要求に関する件

○ 銀行法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○ 委員長(藤川政人君) ただいまから財政金融委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨日までに、辰巳孝太郎君及び鶴保庸介君が委員を辞任され、その補欠として小池晃君及び高野光二郎君が選任されました。

○ 委員長(藤川政人君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

銀行法等の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、政府参考人として金融庁総務企画局長池田唯一君外六名の出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ 委員長(藤川政人君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

○ 委員長(藤川政人君) 参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

銀行法等の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に参考人として日本銀行副総裁岩田規久男君、同理事兩宮正佳君、同決済機構局長山岡浩一君及び日本郵政株式会社常務執行役田中進君の出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(藤川政人君) 御異議ないと認め、さよならを以て本題に付す。

○委員長(藤川政人君) 御異議ないと認め、さよならを以て本題に付す。

質疑のある方は順次御発言願います。

○中西健治君 おはようございます。中西健治であります。

本日は、銀行法等の一部を改正する法律案についての審議ということになります。

まず、私の日本の銀行に対するちょっとと考えみたいなところから始めていきたいというふうに思っていますが、金融というとグローバルなイメージというのがあるかと思いますが、事個人分野、個人金融のリテールの分野は基本的にローカルな色彩が強いというふうに思っております。それぞれの国の中でも育まれた一種独特的の公財のような性格を持つていて、おいそれと外から入ってこられるものではないと、こんな認識を持つっています。例えば、例外的に世界中でリテールバンキングを開拓していたシティバンクですとかH.S.B.Cが日本のみならず多くの国の個人向け金融業務から撤退したのは、御存じの方が多いことだらうというふうに思います。

その日本の個人金融部門の特徴ですけれど、これは一にも二にも消費者が銀行を信頼しているということではないかと思います。私もアメリカにいた時期がござりますけれども、アメリカでは基本的に銀行は間違えるものであると、こういうふうに思っている人が非常に多いです。ですので、公共料金、これを自動口座振替をしてもらつているという話をすると、みんな目を丸くするという

ことがあります。銀行員に勝手にお金を動かされたくない、こういうような思いを持つているといたことです。

そういう意味で、まあ今回の件ではありませんけど、商工中金、銀行と名のつて、商工中金バンクと名のつているわけですから、これは、今回の不祥事というものは大変深刻なことであるというふうに思つております。

この銀行ですけれども、銀行の信頼が高い。今回、銀行法の改正、フィンテックの動きが加速する中で、フィンテックの業者それ自体は信用度が高くなり、どういう会社が分からぬといふことで今回登録制にするんですが、銀行との契約内容などを開示することによって、言わば銀行の信用力というものに依拠してこの制度の枠組みをつくつていくなど、こういうふうになつてきているのかなというふうに思います。ですから、日本の金融の文脈の中で今回の法改正といふのは理解し得る、私はそのように考えております。

しかし、今後のフィンテックの発展という観点から幾つかお聞きしたいというふうに思います。

一つは、元々IT分野と金融といふのは親和性は非常に高いというふうに思います。AIの進化などもありますので、これから想定もしなかつたものがどんどん出てくるといふことになるだろうといふふうに思います。いろんなフィンテック企業が出てきますけれども、今回の銀行法の改正は、銀行の方でのAPIをオープンにするということの義務といふのは課されておりません。努力ということに、努力義務といふことにどまつております。

五十二条の六十一の十一といふのを見ても、フィンテック業者などの契約内容を公表し、不当な差別的取扱いを行つてはならないとなつてますが、いかにこの接続といふこと、オープンといふことを有効性あらしめるものにするのか、お聞きしたいと思います。

○政府参考人(池田唯一君) お答え申し上げま

御指摘のオープンAPIといふものは、フィンテック企業のみならず、金融機関にとりましても、フィンテック企業との連携、協働を進めるこによりまして、創意工夫を生かして、ITの進展等の環境変化に積極的な対応を図つていくといふことを可能とするものだといふうに考えております。こうした趣旨に鑑みますと、できるだけ多くの金融機関がオープンAPIを導入して、フィンテック企業と幅広く接続することが重要であると考えられます。

このため、今回の法律案では、金融機関に対しまして、電子決済等代行業者等との連携及び協働に関する方針を策定、公表する、それから、御指摘のありましたように、併せて電子決済等代行業者との契約に関する基準の策定、公表を求めてい

ます。

○政府参考人(池田唯一君) 御指摘のとおり、

フィンテックの動きは今後も多様に進展していくことが予想されるところであります。そうした

中で、ITを活用することで規制領域をまたがるサービスが登場、拡大していくこととは十分

考えられるところだといふふうに考えております。そうしたことを踏まえましたときに、法制の

大きな方向として、より横断的な規制体系の整備

といふうことが一つの重要な視点になるとい

うことは、御指摘をそうしたものと受け止めているところでございます。

その上で、具体的にどのような制度設計にしていくかといふことにつきましては、イノベーション

を阻害するようなものになつてはいけないとこ

ともありますので、サービスの実態や利用者保

護の要請の度合い等を踏まえて、基本的にはリス

クの程度に応じてきめ細かな手当てといふものが

必要になつてくるのだと考えておるところでございま

す。

いづれにしても、今後、法規制の体系の在り方

については幅広く勉強をしていきたいといふふうに考えております。

○中西健治君 二年も三年も制度設計までに掛か

るといふことになると、その間に世の中は全く先

に動いていくといふことになりますから、今回、

銀行法の改正と同じようなタイミングで次のこと

については幅広く勉強をしていきたいといふふうに

考えております。

す。

次に、本日取り上げたいのは、国際金融の中で

日本が大きく出遅れてしまつてゐるリーガル・エ

ンティティー・アイデンティファイケーション、L

Eコードと呼ばれるものであります。

これは取引主体識別コードという日本語で訳さ

れていますが、これはどうしたことかといふと、

リーマン・ショックの反省の一つに、それぞれが

保有する金融資産そのもののリスク管理はできて

いても、取引相手先別のリスクの管理が不十分で

あつたために、相手の破綻等の事象が及ぼす影響

を金融機関自身や金融監督当局が迅速かつ正確に

把握することができなかつたといふことであります。

リーマン・ショックの破綻するときには、ただそれだけや

らねるんだといふことが分からぬ、こういう問

題であります。この反省に立つて、このLEIと

いうのが海外でどうか世界中で整備をされてい

るという状況であります。

リスク管理の高度化

すと、あと脱税やマ

ネーロンダリング、テロ資金対策、さらには資本

フロー情報のビッグデータとしての利用なども視

野に入れて、今世界的にLEIの導入が進んでい

ますが、このLEI、まだなじみのない方も多く

いますので、金融庁、概略を簡潔に説明して

いただけますでしょうか。

○政府参考人(森田宗男君) お答え申し上げま

す。

LEIとは、金融取引等を行う主体を識別する

ための国際的な番号でございまして、先生御指摘

のとおり、今般の世界的な金融危機後、金融取引

の実態を効率的、効果的に把握する目的から、二

〇一一年のG20カンヌ・サミット首脳宣言により

導入が合意され、利用が進められてきたものでござります。

LEIの導入によりまして、特に金融機関等が

行うクロスボーダーでの取引の把握が容易にな

り、また法人ごとの取引量の集計が可能になる

等、データの利便性と透明性の向上に寄与する

と考えられますことから、世界各国でその利用が始

まつてあります。

L E I は、我が国では東京証券取引所が二〇一四年八月から金融機関等への付番を行つております。

して、金融機関等の申請に応じて、二十桁の数字、アルファベットの組合せで構成される番号で、法人ごとに一つ付番をしているところでございます。

○中西健治君 その説明のとおりなんです。G 20 で決められて、これはもう国際的に金融機関そしてファンダなどは皆取得していきましょうと、こううふうにされているものであります。ところがなんです。グラフをお配りしていますけれど、御覧いただきたいと思います。日本のこの L E I 取得状況というのは極めて今良くない、取得件数も少ないという状況になつております。アメリカが十一万八千五百十五件に対し、日本は四千六百七十二件にとどまつております。これはどういうことなのかということ、金融機関やファンダとの取得状況などを確認しているのが、そしてどうしてこんなに低いレベルにどまつているのか、金融厅にお伺いしたいと思います。

○政府参考人(森田宗男君) お答え申し上げます。御指摘のとおり、本邦金融機関の取得件数につきましては、グローバルな統計作成を開始いたしました二〇一四年以降増加傾向にはござりますけれども、二〇一六年には四千六百七十二件となつていて、その他の五百六十七件となつていて、行五十八件、証券会社五十二件、保険会社四十五件、年金や投資信託といったファンダ三千九百五十件、その他五百六十七件となつていて、いうふうに聞いております。

L E I の業態ごとの取得状況につきましては、例えば外国金融機関等とクロスボーダーの店頭リバティップ取引等を行うなど、金融機関等の業務内容等に応じた必要性の有無によってばらつきが生じているものというふうに考えてございます。

○中西健治君 他国に比べてこれだけ取得率が低いといふことについてはどのように分析していま

すか。

○政府参考人(森田宗男君) お答え申し上げます。

確かに、金融取引の実態把握の強化という L E I の本来の趣旨に鑑みますと、我が國におきましても金融機関等に対し L E I の取得を促進していくことは重要であり、金融厅におきましてもこれまで L E I の国際的な議論に関する説明会を行つてきましたところでございます。

また、国際的にも L E I の利便性向上や利用促進等の観点から議論が行われているところでございまして、金融厅いたしましては、こうした国際的な議論に積極的に参画いたしますとともに、今後とも引き続き L E I の重要性等に対する金融業界の理解の向上に努め、更なる利用の促進に向けて取り組んでいきたいと、このように考えてございます。

○中西健治君 いや、国際的な議論に参加するのであれば、まず国内で取得率を高めるということをしなければいけないんじゃないかなと思います。

○政府参考人(森田宗男君) お答え申し上げま

す。

アメリカが取得件数が大きいのはリーマン・ショックの直接的な影響があつたからだと、こんなような説明もあつたりするんですが、見てください、二番目イタリアですよ。こうしたヨーロッパの国々のみならず、ほかの国々でも法整備となつていて、そのと承知しております。東京証券取引所によりますと、この内訳につきましては、銀

行五十八件、証券会社五十二件、保険会社四十五

件、年金や投資信託といったファンダ三千九百五十件、その他五百六十七件となつていて、いうふうに聞いております。

L E I の業態ごとの取得状況につきましては、

例えば外国金融機関等とクロスボーダーの店頭リバティップ取引等を行うなど、金融機関等の業務

内容等に応じた必要性の有無によってばらつきが生じているものというふうに考えてございます。

でも法規制というのを行つております。この状態でいいのかということであります。

私がいろいろと金融機関など聞き取り調査をしますと、今お答えがあつたとおり、真面目に取り組んでいるところもあるんです、金融機関の中でも、いや、これはもう義務化されていないんだから日本じゃ必要ないよと、こういうようなことを公言している金融機関というところもあります。

それでいいのかということです。金融厅は今プリンシブルベースの金融行政といふのに変わつてきていると思います。以前は重箱の隅をつつくというふうに言われていましたけど、今はプリンシブル行政、プリンシブルに基づいた監督ということでありますけど、このプリンシブルを守らない人がいるんです、プリンシブルを理解していない金融機関があるということであります。そうしたところに対してもすべきなことが問われてくるんじゃないかなというふうに思います。

私が懸念していることは二つなんです。一つは、こうした L E I を取得していない主体に対しては世界の主要な金融機関及び中央銀行が取引をするなど、こういうことを言い出しています、そういう傾向が出てきています。そうすると、L E I を取つていない日本の金融機関、ファンダなどは、いや、それで取引してくれるところと言わば村社会の取引だけを行つてなく、世界から取り残されていく、こうしたことが起こり得るでしょうというのが一点です。

あともう一点、もう一点は、これは本人確認に關わることでありますから、数年前に我が国は F A T F からマネーロンダリングや本人確認が弱いという先進国の中では異例の指摘をされてしましました。それ、銀行性善説に立つていてる部分もきつとあつたのだろうというふうに思いますが、やはり制度化をしつかりしているかどうかを考えて、こちらの人の信用がないからこちらの信用もなくなつた、結果としてクレジッター、クレジッターよりいうのは、やつてはいる人の信用もなくなるというのでは、割食うのはこっちじゃないかと、だからちゃんとやつてもらおうという話なんですけれども。

まさに本人確認に関わるこの L E I 、次の F A T F の第四次審査というのが二〇一九年にありますけれども、それに直接つながるかどうか分かりません。しかし、また日本はマネーロンダリングやこうした脱税などについて審査が厳しくない制度的に確立されていないと、こういう指摘を受けます可能性もあり得るんじやないかというふうに思っています。ですので、これは早めに手当てをしていくことが、法規制なのかそれとも指導なのか、いろいろあり得ると思います。しかしながら日本じゃ必要ないよと、こういうようなことを公言している金融機関のなかで大臣に今までの話を聞いてお答えいただきたいと思います。

○国務大臣(麻生太郎君) これ、カンヌの、カンヌでしたかね、たしかあのときのサミットで、こ

れは二十桁の番号を入れてこういつたのをやると

いう話が出たんだと記憶をしますけれども、あのとき以来今日まで、今言われたような状況になつておりますのはもう間違いないんですが。

いずれにいたしましても、こういつたものをやらないと、これ国内的にはいわゆる銀行の信用が

高いのですから別に何ということないというこ

とになつてはいたんですけど、いわゆるこれ、マネ

ロンの話が入つてきますので、こちらの方からも

これは結構いろんな話を使われるだらうなど私ら

もそう思いますので、このリーガル・エンティ

ティー・アイデンティファイヤーというような、

これでそんなものが必要なのかと、これ必ず聞かれますから。いや、これ、信用できる人たち

ばかり相手にしてるんじやねえんだと、そ

うじゃないのがいっぱいいるからそれとの間のとき

を考え、こちらの人の信用がないからこちらの

信用もなくなつた、結果としてクレジッター、ク

レジッターよりいうのは、やつてはいる人の信用もな

くなるというのでは、割食うのはこっちじゃないか

かと、だからちゃんとやつてもらおうという話な

んですけれども。

透明性が向上するというのは結構大きなことな

ので、そういう意味では、これは私どもは、このいわゆるS.E.I.というものが金融取引の透明化に資する部分も極めて大きいといつて、これマネロン対策上も大きいんだという点から、私どもとしてはこの利用促進というものを更にちょっとしつかり進めさせていただきごとく、基本的にはそりやいかぬことになるうかと思います。

○中西健治君 是非これは厳しく前に進めでいいかねことになるうかと思います。 東証が代行していますけど、このS.E.I.取るの、料金としては二万円ですから、ちゃんとやるかやらないかという話だと思いますので、やつてもらいたいと思います。

○委員長(藤川政人君) この際、委員の異動についての質問終わります。ありがとうございます。 本日、小池晃君が委員を辞任され、その補欠として吉良よし子君が選任されました。

○藤末健三君 おはようございます。 民進党・新緑風会の藤末でございます。

私は政治家として一つの目標がございまして、我が国の経済、産業のイノベーションとグローバリゼーションを進めたいというのがございます。 そういう意味におきまして、本日のフィンテック、麻生大臣がおっしゃいますように、金融監督府から金融育成庁に変えるといふ、その大きな大きさ私は一步だと思っておりまして、その法案について質疑をさせていただくことについて関係者の方々に感謝を申し上げたいと思います。 また、今日はちょっと質問数がすごく多くなっていますので、政府参考の方々は限りなく短く、的確に答弁をいただきたいと思います。 ただ、まず、このフィンテックに入る前に、前

回のこの財政金融委員会で白委員から質問がございました森友に関するメールの問題、このメールの問題でござりますけれど、いろんなやり取りをメールは基本的にエビデンスを残すために、仕事を合理的に進めるために残すというのが一般的だと思います。 また削除の指示が出たかどうか、財務省の答えをお聞きしたいと思います。

○政府参考人(佐川宣寿君) お答え申し上げま

す。 本件の土地の処分につきましては、二十八年の九月の売買契約締結をもつて事業終了したことになります。 そういう意味では、その間、紙の資料であれメールであれしましても、その管理につきましては、行政文書管理規則に基づきまして保存期間が満了すれば処分をしているところでございます。

したがいまして、委員の最後のその指示が出ていたのかといふ御質問でございますが、個別の指示ということではなく、紙であれメールであれ、文書管理規則に基づき保存期間満了して処分をしていくと、こういうことでございます。

○政府参考人(岡本薰明君) お答え申し上げま

す。 今委員の最初の御質問でございました、財務省でメールについての削除の規定等々があるかといふことでござります。 今、理財局長から申し上げましたように、メールを含みます電子データの行政文書につきましては、公文書管理法に基づく管理をしているところでございますが、一方、メールに関して申し上げますと、財務省のシステムにおきましてはかなりの容量を確保するようにしておりますが、やはり大容量のメールがメールサーバーにありますので、こ

れを長期間保存することはなかなかできないとい

う事情がございます。 また、メールの削除の規定

ということでありますれば、財務省及び財務局のこのメールでやり取りをして、わざわざメールを削除しているということがございますが、メールを削除するという規定、私はつきり言つて聞いたことがあります。

ただ、いざれにしましても、行政文書として一定の期間を保存する必要がある場合には、このメールにつきましても印刷をして、適切な保存期間を設定の上、紙文書として保存しているというふうに承知をしているところでござります。

○藤末健三君 今官房長が、メモリーが足りないから、容量が足りないからメールの削除をするというふうに承知をしているところでございます。 それは、初めて聞きましたよ、そういうのを。 メールの削除をする作業のコストの方がはるかに大きいはずです、メモリーよりも。

ちょっと僕はお願いしたいんですけど、是非システムの概要をください、私に、チエックしますから。 メモリーが不足するからメールを削除するということをやっている組織なんか私聞いたことがないですよ。 それだけはちょっと申し上げますし、本当に委員の皆さんも聞いていただきたいです。

私が申し上げたいのは、これ私、財務省の信頼をことごとく落としていると思うんですよ。 私は消費税を上げなきやいけないと思っています。 はつきり申し上げて。 そのためには何が必要か。 それは政府の信頼であり、我々国会の信頼ですよ。 納税してきちんとお金を使ってくれるという信頼がなければ、僕は税金を上げることできないと思いますよ。 その信頼のことごとく落としています。 罪は大きい、はつきり申し上げて。 それだけは申し上げます。

時間がもつたないので、このフィンテックの議論にさせていただきたいと思いますが、皆様のお手元にちょっと資料をお配りさせていただきたいと思いますので御覧になつていただきたいと思います。 相当気合を入れて作つてまいりました、これ

今回のこの銀行法の改正、何がポイントかと申しますと、この一枚目にござりますAPIの公開

ということがございます。 銀行のシステムは何かと情報セキュリティに係る規則において、不要なメールは速やかに削除する旨という規定はござります。

ただ、いざれにしましても、行政文書として一とおりにしましても、銀行法として一つに定められた削除の規定期間を超過して、それによって外部のメールにつなげられるようになります。 それで、このメールにつきましても印刷をして、わざわざメールを削除するというものが大きなボイントになります。

ただ、私が実際にいろいろな金融機関の方々と話を聞いていますと、何が起きていたかと申しますと、一つありますのは、メガバンクみたいな大きなところはどんどん開発を進めている、もう準備が終わってそうになつてはいるところもあります。 一方、地方銀行で小さいところは全く何もないから、APIって何だろうというレベル。 あと信金、信組については協会で対応しているといふ動きが出てるわけでございます。 そういう金融機関における格差。 そしてもう一つございまるのは、いろんなシステムを開発する会社がござりますけれど、このAPIの開発の値段が、上は数億、数千、そして数百万円という、オーダーが二桁違うんですね。 それが現状でござります。

恐らく、メガバンクが何をしようとしているか

と申しますと、このAPIを公開するといふことで作業を進めていきますけれど、このAPIの利用料金、ゲートウエーの利用料金を高く設定するということをすると、これが出てくるのではないかと。そうしますと、新興のフィンテック企業は参入できないといふことが起きる可能性がござります。

そういうところにつきまして、是非とも金融庁におかれましては、これ、越智副大臣に、金融にお詳しい越智副大臣にお聞きしたいんですが、このAPIの利用をなるべく進め、新しいフィンテックサービスが生まれるようにやつていただきたいと思いますが、いかがございましょうか。

○副大臣(越智隆雄君) まず、オープンAPIは、金融機関のシステムに安全に接続する技術でございますけれども、フィンテック企業や金融機関がITの進展を取り込むことなどによって、利

用者利便の向上等に向けてオープンイノベーションを推進していく上で核となる重要な技術であるといふふうに考えております。こころは委員とも感

覺を共有するところだと思ひます。

このために、API接続に関する手数料等についてでありますけれども、御指摘のとおり、オーブンイノベーションを着実に進めて新たなビジネスやサービスを創出していくとの観点を踏まえま

して、金融機関やフィンテック企業、ITベンダーら関係者において、やり取りされる情報の内

容等に応じて適切に設定されることが重要であるといふふうに金融庁としても考えております。し

かるに、金融庁としましては、その状況についてはしっかりと注視をしていきたいといふふうに考

えているところであります。

○藤末健三君 民と民の取引ですからなかなか官

が介入をするのは難しいと思いますけれども、是非、フィンテックを育てるといふ意味で、このAPIの利用状況をきちんとウオッチいただきたい

と思います。

また、これ麻生大臣にお聞きしたいと思うんで

すが、先ほど申し上げましたように、システムを開発するシステムインテグレーターのベンダー間で開発のコストの差がございます。是非、監督官として、API、オープンAPIが推進されましてよう、金融機関、銀行のみならず、システムインテグレーター、システム開発会社、またフィンテックのプレイヤーなどと情報交換を積極的に行

うような場をつくっていただきたいと思ひます。お願いし

ます。

○國務大臣(麻生太郎君) フィンテックなるファ

イナンシャルテクノロジーの急激な進歩といふも

のを見ていきますと、利用者とか、中では利用者

の便、不便という点もありますし、また、銀

行代理業務等々をやつておられる人たちと銀行業

の人たち等々、いろんな意味での関係を見て

いきますと、企業の生産性とかそういうものに

関係はないんですから、便利になつたつて何

いふうに思ひます。この技術の進歩がつながつていかぬと何

いふうに思ひます。このためには、金融

関係以外の人との連携とか協働とかそういうの

で、いわゆるオープンなイノベーションとか、最

近の言葉で言えばそういうことなんでしようけれ

ども、これを着実に進めていくことだと思ってお

りますので。この今回のAPI、いわゆるアプリ

ケーション・プログラミング・インターフェース

というようなものを見ていきますと、その核とな

る技術がこのフィンテックということになること

は間違いないと思ひてますね、私は。更に

もっと進みますよ、これから、技術が。

そういう意味から、金融庁としては、導入の

費用というものの関しましては、これは複雑ない

わゆる更新系の技術を付けて、この金をこつちの

銀行からこつちに向けて移送してくれなんという

ような更新系の技術になると、これは金掛かるん

ですよ。これ。自分のだけ確認してどうのだけ

だといふふうに思ひます。

○藤末健三君 麻生大臣、本当にありがとうございます。

ただ、今見ていますと、先ほどお話ししました

ように、メガバンクなんかどんどんどんどんA

P-Iの開発などを進めておりますけれど、地方銀

行の中には、他の銀行と連携できず、このオープ

ンAPI、どうやって対応すればいいんだろうか

と言つてはいるところも非常に多くございます。

ですから、是非とも金融庁として、銀行全体、

金融機関全体がこのオープンAPIに対応できる

ように指導していただきたいと思いますし、ま

た、聞いていますとやっぱり、先ほど申し上げま

したように、大きなシステムでいくと億行くよ

うなオーダーになつてます。

是非、金融の安定化を所管する日銀としてもサ

ポートいただきたいと思いますが、金融庁と日銀

第五部 財政金融委員会議録第十六号 平成二十九年五月二十五日 [参議院]

すが、先ほど申し上げましたように、システムを

意味では、このフィンテック全般について、これ

はフィンテックの企業とかベンダーの人も今言わ

れたようにあるでしようし、そういうたるもので意

見をよく積極的に聞いて、この点に関しては

どこが問題点なのかもう少し洗つてみぬと、

数々おられますので、もう後から後からお見えに

なる人、言つてることはみんなばらばらのこと

を言つてこれらますから、丁寧に聞いていたらと

てもじゃない、仕事なんてやつておられぬという

ぐらい物すごい数ですよ。

だから、そういうのに意欲があるのはええこと

なんですか? もうちょっとおたくらまと

まって、どこが問題点か調べて一社にして持つて

こいつて、そつちの方が話がよっぽど早く進むよ

と。この間三人ぐらい会いましたので、同じこと

を三人ばらばらに言つたんだから、三人まとめ

て一人でしゃべれ、言つてることは同じじやな

いから、こつちの時間を取り戻している俺の身にも

なつてみると言つて、この間ある会合で言つたこ

とがあるんですけど、その横の連携は全くありま

せんからね。銀行みたいに横の連絡があり過ぎる

のもいかがかと思うけれども、こつちは全くない

から、ちょっと話にならぬなと思ひながら、もう

ちょっと、しゃべつているんだつたらまとめて

ね、こつちも時間が掛かるんだからなんと言つて

話をすると、お互に初めてそこで俺が言われて

名刺交換ですから、なかなかちょっと時間が掛か

るかなと。でも、そういう意欲があることはす

ごくないことだと思いました。

ね、こつちも時間が掛かるんだからなんと言つて

話をすると、お互に初めてそこで俺が言われて

名刺交換ですから、なかなかちょっと時間が掛か

るかなと。でも、そういう意欲があることはす

ごくないことだと思いました。

ただ、今見ていますと、先ほどお話ししました

ように、メガバンクなんかどんどんどんどんA

P-Iの開発などを進めておりますけれど、地方銀

行の中には、他の銀行と連携できず、このオープ

ンAPI、どうやって対応すればいいんだろうか

と言つてはいるところも非常に多くございます。

ですから、是非とも金融庁として、銀行全体、

金融機関全体がこのオープンAPIに対応できる

ように指導していただきたいと思いますし、ま

た、聞いていますとやっぱり、先ほど申し上げま

したように、大きなシステムでいくと億行くよ

うなオーダーになつてます。

是非、金融の安定化を所管する日銀としてもサ

ポートいただきたいと思いますが、金融庁と日銀

第五部 財政金融委員会議録第十六号 平成二十九年五月二十五日 [参議院]

うと一緒に化して議論を進めていただかなければこ

のフィンテックの中身は進まないと想ひますの

で、是非、役所も一つ、そしていろんな方々も集

まるのが一つになつていただくことがこの

フィンテックを進める起爆剤だと思いますので、

是非大臣のイニシアティブで進めていただきたい

と思います。

私は、ちょっと皆さん、お配りしたページの三

ページ目、ちょっと一枚めぐつて見ていただきたい

でございます。

このフィンテックがどれだけインパクトがある

かというデータでございまして、例えばこれは

マッキンゼーのレポートでございますけれど、二

〇二五年までに銀行収益の一〇%から四〇%が消

えるリスクがあるとか、あと自事業のうち三分の

一がフィンテックで代替されて消えていくとか、

あと当然のことながら店舗数も減つていく、そつ

ういうことが起きていくんではないかと。また、後

で議論させていただきますが、ブロックチェーン

という分散型のシステム、今は一緒、一つのこ

ろに集まつてある集中システムでございますが、

分散型によって送金、決済ができるようなことが

できるんではないかといふふうに言われております。

ただ、今見ていますと、先ほどお話ししました

ように、メガバンクなんかどんどんどんどんA

P-Iの開発などを進めておりますけれど、地方銀

行の中には、他の銀行と連携できず、このオープ

ンAPI、どうやって対応すればいいんだろうか

と言つてはいるところも非常に多くございます。

ですから、是非とも金融庁として、銀行全体、

金融機関全体がこのオープンAPIに対応できる

ように指導していただきたいと思いますし、ま

た、聞いていますとやっぱり、先ほど申し上げま

したように、大きなシステムでいくと億行くよ

うなオーダーになつてます。

是非、金融の安定化を所管する日銀としてもサ

ポートいただきたいと思いますが、金融庁と日銀

第五部 財政金融委員会議録第十六号 平成二十九年五月二十五日 [参議院]

○政府参考人(池田唯一君) お答え申し上げます。

オープンAPIの導入に関して、比較的小規模な地域金融機関の中に不安あるいは懸念を持つておられる方が存在するということは、我々も承知をしているところでございます。

このため、制度の円滑な実施に向けて、全国銀行協会などの関係者と連携しまして、制度の内容のほか、システムの導入に当たつての対応のポイントなどについて全国において説明をさせていただく機会を設けるなどの対応をしていきたいというふうなことを現在検討しているところでございます。

地域銀行でも七割程度の銀行は共同センターにてシステムの対応をしておるので、そうしたところでの対応が可能かとは思いますが、そうでない銀 行も三割程度存在しておりますから、銀行の実情に応じてきめ細かな対応をしていきたいというふうに考えております。  
参考へ「山陽吉田」(略)  
る旨を申上げます。

日本銀行といたましても、銀行とそれからT企業、スタートアップ企業がAPIのオープン化を通じて協力していくというオープンインノベーションは、フィンテックを通じて日本の金融サービスの利便性を向上させていくという上で大変重要であるというふうに考えております。

日本銀行は、APIのオープン化を含めまして、銀行の投資費用そのものを直接に助成するといったスキームは持つておりませんけれども、このAPIのオープン化という極めて重要な問題につきまして、中央銀行の立場からどのようなサポートが行つていけるかということを真摯に考えまして、実際にいろんな取組を行つております。まず、日本銀行は、昨年の四月にフィンテックセンターを設立いたしまして、昨年十一月にはこのオープンインノベーション、オープンAPIに焦点を当てましたフィンテックフォーラムを開催しております。このフォーラムでは、銀行それから

スタートアップ企業、IT企業など広範な主体を招聘いたしまして、日本の金融を便利にしていく上で、様々な銀行と企業が協力していく、オープンAPIを通じて協力していくことの重要性について認識の共有を図ったということになりました。

それから、APIのオープン化を進めていく上では、サイバー攻撃に対するセキュリティ対策、これも大変重要なと思っております。これにつきましても、日本銀行は自らのセキュリティに関する調査研究の成果をこうした場で提供していくといった活動も行っています。

日本銀行といたしましては、今後とも、中央銀行の立場からAPIのオープン化という大変重要な課題に向けまして、そういうふたつのオープンAPIの対応がほとんど進んでいないんですよ。私が聞いている範囲だと。ですから、銀行間の格差が出てくると恐らく金融の安定的なシステム運用はできなくなると思いますので、日銀の業務として是非やっていただきたいとお願いさせていただきます。

それで、このオープンAPIの話に戻させていただきますと、一つございますのは、今のこのページ目に戻らさせていただきますと、この銀行等の中にゲートウェーといふ言葉が書いてあります、赤字で。これ、なぜわざわざ出しているかと申しますと、今の銀行は、勘定系システムと申しまして、実名を挙げますと、IBMや富士通、NEC、日立とかいう、そういうシステムインテグレーターがつくったシステムを使っていると。今どういうことかと申しますと、このオープンAPI

スタートアップ企業、IT企業など広範な主体を招聘いたしまして、日本の金融を便利していく上で、様々な銀行と企業が協力していく、オープンAPIを通じて協力していくことの重要性について認識の共有を図つたということでござります。

それから、APIのオープン化を進めていく上では、サイバー攻撃に対するセキュリティ対策、これも大変重要なと思つております。これにつきましても、日本銀行は自らのセキュリティに関する調査研究の成果をこうした場で提供していくといった活動も行つております。

日本銀行いたしましては、今後とも、中央銀行の立場からAPIのオープン化という大変重要な課題に向けまして、そういったオープンAPIのベーシヨンを進めやすい環境の整備に向けて力を尽くしてまいりたいと、いろいろに考えております。

○藤末健三君 是非日銀も連携して作業を進めていただきたいと思います。

「をつくるゲートウエーのところも大体勘定系のシステムがつくつてあるような状況でございまして。できましたら、ここをオープンにしていただきたい。

ですから、その勘定系システムとゲートウエーシステムを分けて、競争して開発をしてもらうようにすれば、ここは恐らくコストが下がつたりするんじゃないかなというふうに思っていますので、インター オペラビリティの話をひとつやつていただきたいということと、そして、もう一つがなぜありますのは、これ、基本的に法律では二年内にAPIのオープン化を進めるということでござりますが、二年はつきり言つて私は遅いと思います。

者が競争的に参加できる状況が望ましいといふふうに私どもも考えているところでございます。  
そういう観点で考えましたときに、我が国の多くの銀行のシステムは、比較的大規模な基幹系システムを中心個別のシステムが相互に密接に結合する形で構築されていると。その結果、外部システムとの連携ですかシステムの部分的な改修の容易性といった点では劣る面があるという指摘がしばしばあらうかと受け止めております。  
ただ、最近では、例えばシステムをクラウドに移行するとかシステム間の連動を少なくするなどを通じまして、こうした課題の改善を図ろうとする取組も出てきていると理解をしております。  
私どもとしましては、システム開発については基本的には各金融機関において判断されることではありますけれども、今申し上げたような問題意識に立ち、金融機関等との間で対話を深めていきたいというふうに考えているところでございます。

なぜかと申しますと、外部のプレイヤーが、いつまでに何があるかということが分からなければ、投資できません、はつきり言って、これは、二年以内にやりますよじやなくて、一年以内にここまで行きますということを是非金融厅においては進めていただきたいと思いますし、同時に、監督官庁として、このAPIの公開の現状把握をきちんとやつて、それをきちんと公開していく、プレーヤーの人たちに、フィンテック企業の人たちに、ということをやつていただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。お願いします。

○政府参考人(池田唯一君) お答え申し上げます。

まず、最初にございました金融機関のシステムの関係ですが、ITの進展を我が国金融経済の発展につなげていくためには、オープンAPIを含めたシステムの開発にも、従来からシステムを整備しているIT事業者にとどまらず、多様な事業者にとどまらず、多様な事業

者が競争的に参加できる状況が望ましいというふうに私どもも考えております。そういう観点で考えましたときに、我が国の多くの銀行のシステムは、比較的大規模な基幹系システムを中心に個別のシステムが相互に密接に結合する形で構築されていると。その結果、外部システムの連携ですかシステムの部分的な改修の容易性といった点では劣る面があるという指摘がしづらさあらうかと受け止めています。

ただ、最近では、例えばシステムをクラウドに移行するとかシステム間の連動を少なくするなどを通じまして、こうした課題の改善を図ろうとする取組も出てきていると理解をしております。

私どもとしましては、システム開発については基本的に各金融機関において判断されることではありますけれども、今申し上げたような問題意識に立ち、金融機関等との間で対話を深めていきたいというふうに考えていくところでございまます。

実施時期につきましては、御指摘のとおり、今回の法律案では最大三年の期間が設定されているわけですが、御指摘のとおり、この期間を待たずにオープンAPIの導入が可能な金融機関においてはできるだけ早期に体制の整備が行われることが期待されるところでございまして、関係者にはその旨を伝えていきたいというふうに考えております。

よろしいでしょうか。

○藤田健三君 とにかくしっかりと見える化してほしいということでおざいますので、お願ひしたいと思います。

また、これは大臣にお聞きしたいんですが、今いろんなフィンテック会社のお話を聞いていますと、銀行代理業の業務の枠組みというのがちょっと不透明であると。ですから、例えば、いろんなコードを見せて決済をしていく、で、個人の決済を集めて最後に銀行にお金を引き落とすような

サービスとかを今開発しているところがあるんですね。ただ、そのときに、銀行代理業のどこの範囲に触れるかとか、それがちょっと不透明であるという話もございます。

かつ、新しいフィンテックの活動を起こすために、この銀行代理業という枠組みがどうなるかというのは非常に注視するという人たちが非常に多うございまして、是非、この銀行代理業の枠組みを見直すことを、新しいフィンテックのサービスを行うために見直すことを検討いただきたいと思うんですが、麻生大臣の御見解をお聞かせください。

や新しい技術を持つた中小企業に対してもリスクマネーを提供できることがあるんではないかと思つています。お配りした資料の二枚目の下にあります四と書いた資料でございますが、フィンテック社会の実現に向けた道筋というのがございます。個人に対するフィンテックの利便性とか企業に対する利便性というのがございますけれど、その中で、赤い枠で囲んでいますように、資金調達の強化というのがございます。

私は、この間、外国のピア・ツー・ピア・レンディング、個人から例えば個人に若しくは企業に對してお金を貸すようなシステムをつくっている人と話をさせていただいたんですが、非常に印象的だったのは何かと申しますと、資金を銀行を通さずに個人がリスクを取つて投資をしていく、融資していくという仕組みがどんどん動き出している。日本でもある程度は育つている状況でございますが、海外はもう兆レベルを超えている状況でございます。

私は、一つお願いがございますのは、このP2P、ソーシャルレンディングともいいますけれど、是非そのソーシャルレンディングを育てていただきたいということ、もう一つは海外の資金が日本のベンチャーに届くようになつていただきたいということです。ですから、海外の例えればシリコンバレーの人が日本の企業を見て、ああ、この技術を持つてこの新しいビジネスプランに投資をしたいと思つたらインターネットをスルーしてお金が集まるような世界、そして情報が集まるような世界をつくつてほしいと思っています。私は、産業育成という意味ではこれ大きな起爆剤になるのではないかと感じておりますし、その点につきまして、金融庁と経済産業省、両方の御意見をお聞きしたいと思います。お願いします。

○政府参考人(池田唯一君) 我が国経済の成長を図つていく上で、新規企業あるいは成長企業へのリスクマネーの供給というのは大きな課題であると認識をしております。その際、ソーシャルレン

ディングを含みますいわゆるクラウドファンディングがリスクマネーの供給促進に資するといふに考へてゐるところでございます。また、そうした際に、海外からの資金が我が国のベンチャー企業等へ行き届くようにしていくことも重要であると認識をしております。

金融庁としましては、利用者保護あるいは資金需要者の保護などを適切に確保しつつ、リスクマネーの供給促進等の観点から、ベンチャー企業への資金の円滑な供給が図られるような環境整備に努めてまいりたいと考えてゐるところでございます。

○政府参考人(中石智孝君) お答えします。

ベンチャー企業や中小企業にとりまして、成長資金のための資金調達、安定的な運転資金の確保や資金繰りの把握というのは不可欠であるというのは言うまでもありません。

芬蘭テックが発展する中で、例えば日々の取引データを用いて運転資金等を融通するトランザクションレンディングですが、それから広く個人から資金を集めるクラウドファンディングといったものは、ベンチャー企業や中小企業の資金調達の可能性を高めるものと捉えております。今後も、そういうふたつの資金調達の強化を含めた芬蘭テックの活用促進に向けて、現状でいかなるサービスが展開されているかの把握ということ、それを取つてお話ししさせていただきます。芬蘭テックの管理態勢といふことは、我々、監督指針において、全社的なシステムリスク管理の基本方針というものを作成していくことを求めている等々の監督指針の記述がございます。また、情報セキュリティの管理態勢についても、例えはコンピューターウイルス等の不正プログラムの侵入防止対策というもののについての態勢整備などがあります。私は、国内的には例えば手形をなくすとかいうふたつの効果もあると思っておりますし、ただ、お願いしたいのは、やっぱりグローバルな資金の流通をこの芬蘭テックでやってほしいということがあります。私は、産業育成という意味ではこれ大きな起爆剤になるのではないかと感じておりますし、その点につきまして、金融庁と経済産業省、両方の御意見をお聞きしたいと思います。

○政府参考人(池田唯一君) 我が国経済の成長を図つていく上で、新規企業あるいは成長企業へのリスクマネーの供給というのは大きな課題であると認識をしております。その際、ソーシャルレン

私は、海外のバンカーなんかの、先ほども中西委員からもお話をございましたけれど、外国の金融関係者なんかの話を聞くと、日本の規制は透明度が低い、で、リスクが測れないから困るんだよねということを言つておられる方がおられまして、例えはうちのシステムを日本に持つていろいろとする

と、いろんな何かチェックを受けて、国内にサーバーを置けと言われたり、態勢こうしろとかセキュリティを何とかいろいろ規制されるようなことがあります。もうそういうのも全部海外で終わつていてることを、また何かいろいろ規制されるようなことがあります。もうそういうのも全部海外で終わつていてこと、あるいはその審査の着眼点について、あるいはその審査の手続において議論すべきことを危惧してますけど、遠藤局長、その点いかがでございましょうか。

○政府参考人(遠藤俊英君) お答え申し上げます。システムリスクの管理態勢でありますとか情報セキュリティの管理態勢ということにちょっとと例を取つてお話ししさせていただきます。芬蘭テックの活用促進に向けて、現状でいかなるサービスが展開されているかの把握といふこと、それを取つてお話ししさせていただきます。

○藤末健三君 是非進めていただきたいと思ひます。私は、国内的には例えば手形をなくすとかいうふたつの効果もあると思っておりますし、ただ、お願いしたいのは、やっぱりグローバルな資金の流通をこの芬蘭テックでやってほしいということがあります。私は、産業育成という意味ではこれ大きな起爆剤になるのではないかと感じておりますし、その点につきまして、金融庁と経済産業省、両方の御意見をお聞きしたいと思います。

○政府参考人(遠藤俊英君) お答え申し上げます。

芬蘭テックの管理態勢といふことは、我々、監督指針において、全社的なシステムリスク管理の基本方針といふものを策定していくことを求めている等々の監督指針の記述がございます。また、情報セキュリティの管理態勢についても、例えはコンピューターウイルス等の不正プログラムの侵入防止対策というもののについての態勢整備などがあります。私は、産業育成という意味ではこれ大きな起爆剤になるのではないかと感じておりますし、その点につきまして、金融庁と経済産業省、両方の御意見をお聞きしたいと思います。

○政府参考人(遠藤俊英君) お答え申し上げます。私は、国内的にはデータを配つていて、五ページ目ちょっとと見ていただけますでしょうか。飛躍的に成長を遂げるベンチャー企業といふことでございまして、芬蘭テックへの投資額の比較を付けさせていただいています。

オレンジのところに芬蘭テック投資額といふいますが、我が国のデータを見ると、大体六十億円ぐらいでございます。アメリカを見ますと、もう兆を超しておられるという状況でござります。また、イギリスなんかも日本のもう十倍以上の投資をしているという状況でございまして、正直申し上げて、いろんなこの間、ハイ・フリーエンシー・トレードのシステムの話もございましたけれど、金融におけるITのやっぱりテクノロジーというのは私相当もう遅れているところが

と思います。

なお、御指摘の海外事業者に対するサーバーの国内設置などを求めているということは、これは委員からもお話をございましたけれど、これは日本でのルール上ございません。

それから、日本の規制の透明性を高めるという事に関しては我々は相当やつぱり意を使つておられます。特に海外のそういう事業者が何らかの登録をしてくるということに関しては、この登録の一般的な流れについて、あるいはその審査の着眼点について、あるいはその審査の手続において議論すべき論点に関して、これは英文でどういったことが必要なのかということは発表し、これを海外向けにの方からも説明をしております。

それから、審査手続においても、できるだけ効率的、透明性を高めるために、審査手続の早いタイミングでどういった議論を行なべきなのか、それがからタイムスケジュールも含めてその見通しというのをお示しするような形で、これもやっぱり英文で公表しておりますので、そういう形で金融庁の方からも説明をしております。

あると思つていまして、ある程度はやつぱり外国の、日本の場合、イノベーションを推進することも重要でございますが、海外に優れた技術などがあれば日本に取り込むということを是非意識的にやつていただきなければ私は追い付かないんじやないかと実は思つていまして、その観点も監督局の方でも是非対応をお願いしたいと思います。

こういう中で、イノベーションを我が国の中で進めなきやいけないわけでございますが、一つ私、契機となるのは、レギュラトリーサンドボックスと申しまして、イギリスやシンガポールは、レギュレーションを試しに変えてみて、ある範囲だけで新しいフィンテックサービスの実験を行うような制度をつくってございます。そういう規制のサンドボックスを是非このフィンテック分野でやつていただきたいと思いますが、特に未来投資会議で議論されていると思いますけど、具体的な数はどうなるか、これは非、越智副大臣、お示しいただきたいと思います。

○副大臣(越智隆雄君) 今委員御指摘の、まずイノベーション推進ということであります、そのための仕組みとしましてはこれまで様々な取組があつたと思います。

そういう中におきまして、レギュラトリーサンドボックスについては未来投資会議の枠組みの会合におきましてこれまで議論してまいりましたが、五月の十二日の第八回未来投資会議におきま

して、民間議員から、日本版レギュラトリーサンドボックス創設の提言というのがございました。

この中身としましては、第四次産業革命という新次元の環境の中では、ます試みることを認めないと前進できないと、参加者や期間を限定することにより、まずやつてみると許容する取組として、フィンテックなどのイノベーションを対象とした日本版レギュラトリーサンドボックスを創設するべきとの提言でありました。これを受けまして、総理からもイノベーションの成果をいち早く社会に取り込めるよう新しい枠組みを創設する旨の発言があつたところでございます。

あると思つていまして、ある程度はやつぱり外國の方でも是非対応をお願いしたいと思います。

こういう中で、イノベーションを我が国の中で進めなきやいけないわけでございますが、一つ私、契機となるのは、レギュラトリーサンドボックスと申しまして、イギリスやシンガポールは、レギュレーションを試しに変えてみて、ある範囲だけで新しいフィンテックサービスの実験を行うような制度をつくってございます。そういう規制のサンドボックスを是非このフィンテック分野でやつていただきたいと思いますが、特に未来投資会議で議論されていると思いますけど、具体的な数はどうなるか、これは非、越智副大臣、お示しいただきたいと思います。

そういう中におきまして、レギュラトリーサンドボックスについては未来投資会議の枠組みの会合におきましてこれまで議論してまいりましたが、五月の十二日の第八回未来投資会議におきま

して、民間議員から、日本版レギュラトリーサンドボックス創設の提言というのがございました。

この中身としましては、第四次産業革命という新次元の環境の中では、ます試みることを認めないと前進できないと、参加者や期間を限定することにより、まずやつてみると許容する取組として、フィンテックなどのイノベーションを対象とした日本版レギュラトリーサンドボックスを創設するべきとの提言でありました。これを受けまして、総理からもイノベーションの成果をいち早く社会に取り込めるよう新しい枠組みを創設する旨の発言があつたところでございます。

こうした提言や発言を踏まえまして、これから策定します成長戦略に必要な措置を盛り込むこととしたいというふうに考えております。また、具体的な適用等につきましては、事業者のニーズなども踏まえまして検討していきたいというふうに考

えているところでございます。

○藤井健三君 是非、元金融機関で働いておられた越智副大臣にお願いしたいのは、このレギュラトリーサンドボックス、是非やつていただきたい

と思うんですね。それはなぜかと申しますと、日本政府が本気で取り組んでいるということを海外に知らしめるすごいいい旗印、フラッグになると

思いますので、是非やつていただきたいと思います。

レギュラトリーサンドボックスの五原則というものはもう御存じだと思いますけど、実証優先主義とかリスクの管理、高いレイヤーでの政府の一元的体制、これも是非お願いしたいのは、関係省

庁は一元的にやつてほしいということ、あとハン

ズオン支援ということ、あと事後的な検証ということ、現場のことを聞いてP D C Aを回していく

ただきたい、あとトップマネジメントの関与とい

うことだと思いますので、これやはり各省庁、いろいろな関係省庁がございます、日銀も含めて、そ

ういうものを一元的にトップのイニシアティブで進めていただきたいといふことをお願いさせてい

ただきます。

また、オープンAPIの関係でございますけれど、私が先ほどもお話ししましたように全銀協が

中心となりまして今年の三月に検討会の報告書を公表していただきたいわけですが、今後

の展開がどうなるかといふこと、政府がどのよう

に指導していくか、そしてまたAPIの接続先のチ

エックリストを金融情報システムセンターが事務局となつて作つていくことなどを計画してい

ますけれど、政府としてどういうふうに関係して

ござります。

そして同時に、私はこのAPI、オープンAP

Iでございますけれど、国際的な標準にどう適合するかが非常に重要なことを思つています。ヨーロッパはどちらかといふと政府主導でこのAPIの標準を進めるし、またアメリカはいろんな民を中心

に進めておりまして、私が一つ注視していますのは、野村総合研究所の崎村夏彦さんが議長を務め、アメリカにおいてオープンAPI、もうその

オープンIDファウンデーションというものが世界標準の金融APIをつくろうとしています。

私は、日本の人々が議長ということで非常に注目して

いるわけですが、こういう国際的なAPIの標準化の動きについてどう考えるか、池田総務企画局長の見解をお聞かせください。

○政府参考人(池田唯一君) 御指摘がありました

ように、全銀協ではオープンAPIのあり方に関する検討会が設置されています。そこには銀行

のほかITベンダーあるいはフィンテック協会の方などが参加されて、金融機関だけではないメ

ンバーにより検討がされておりまして、現在、情報セキュリティ、利用者保護に関する基本的な考え方、あるいは、先ほどもありましたが、API

I接続を円滑に進めるための標準仕様の策定などについて議論がされているところでございます。

また、御指摘のありましたF I S Cにおきまして

もAPI接続先のチエックリストの策定作業が進められています。金融庁はこれらの会合のメンバーにもなつておりますので、こ

うした議論には積極的に参画し、適切な対応を図つていただきたいといふふうに考えているところでございます。

そうした中で、API仕様の標準化などをやつ

ていきます場合に、世界標準化の動きと整合的なものにしていくことが重要だといふのは御指摘の

とおりだと考えております。御指摘のありました

オープンIDファウンデーションにおきまして

は、API仕様に係ります認証技術に関します世

界標準の策定を目指して、世界各国のIT事業者やフィンテック企業等による検討が行われている

と承知をしています。

先ほどの全銀協のオープンAPIの検討会におきましても、オープンIDファウンデーションの

理事長の、先ほどありました崎村夏彦氏を招聘して最近の検討状況について説明を受け、それも踏

まえて、API仕様の標準化に向けた検討が行われているかといふと、スマホみたいになるんじやな

いかなという、携帯みたいに。

日本はiモードという新しい仕組みを世界で初めて開発しましたと、私たちはずつと進んでいる

んですけど、私は何を心配しているかといふと、スマホみたいになるんじやな

いかなといふと承知をしているところでございます。

○藤井健三君 是非、金融厅、経産省、日銀の

方々に申し上げたいんですけど、私は何を心配しているかといふと、スマホみたいになるんじやな

いかなといふと承知をしているところでございます。

私は、野村総合研究所の崎村夏彦さんが議長を務め、アメリカにおいてオープンAPI、もうその

オープンIDファウンデーションといふものが世界標準の金融APIをつくろうとしています。

私は、日本の人々が議長ということで非常に注目して

いるわけですが、こういう国際的なAPIの標準化の動きについてどう考えるか、池田総務企画局長の見解をお聞かせください。

○政府参考人(池田唯一君) 御指摘がありました

ように、全銀協ではオープンAPIのあり方に関する検討会が設置されています。そこには銀行

のほかITベンダーあるいはフィンテック協会の方などが参加されて、金融機関だけではないメ

ンバーにより検討がされておりまして、現在、情報

セキュリティ、利用者保護に関する基本的な考え方、あるいは、先ほどもありましたが、API

I接続を円滑に進めるための標準仕様の策定などについて議論がされているところでございます。

また、御指摘のありましたF I S Cにおきまして

もAPI接続先のチエックリストの策定作業が進められています。金融庁はこれらの会合のメンバーにもなつておりますので、こ

うした議論には積極的に参画し、適切な対応を図つていただきたいといふふうに考えているところでございます。

そうした中で、API仕様の標準化などをやつ

ていきます場合に、世界標準化の動きと整合的なものにしていくことが重要だといふのは御指摘の

とおりだと考えております。御指摘のありました

オープンIDファウンデーションにおきまして

は、API仕様に係ります認証技術に関します世

界標準の策定を目指して、世界各国のIT事業者やフィンテック企業等による検討が行われている

と承知をしています。

先ほどの全銀協のオープンAPIの検討会におきましても、オープンIDファウンデーションの

理事長の、先ほどありました崎村夏彦氏を招聘して最近の検討状況について説明を受け、それも踏

まえて、API仕様の標準化に向けた検討が行われ

ているかといふと、スマホみたいになるんじやな

いかなといふと承知をしているところでございます。

私は、野村総合研究所の崎村夏彦さんが議長を務め、アメリカにおいてオープンAPI、もうその

オープンIDファウンデーションといふものが世界標準の金融APIをつくろうとしています。

私は、日本の人々が議長ということで非常に注目して

いるわけですが、こういう国際的なAPIの標準化の動きについてどう考えるか、池田総務企画局長の見解をお聞かせください。

○政府参考人(池田唯一君) 御指摘がありました

ように、全銀協ではオープンAPIのあり方に関する検討会が設置されています。そこには銀行

のほかITベンダーあるいはフィンテック協会の方などが参加されて、金融機関だけではないメ

ンバーにより検討がされておりまして、現在、情報

セキュリティ、利用者保護に関する基本的な考え方、あるいは、先ほどもありましたが、API

I接続を円滑に進めるための標準仕様の策定などについて議論がされているところでございます。

また、御指摘のありましたF I S Cにおきまして

もAPI接続先のチエックリストの策定作業が進められています。金融庁はこれらの会合のメンバーにもなつておりますので、こ

うした議論には積極的に参画し、適切な対応を図つていただきたいといふふうに考えているところでございます。

そうした中で、API仕様の標準化などをやつ

ていきます場合に、世界標準化の動きと整合的なものにしていくことが重要だといふのは御指摘の

とおりだと考えております。御指摘のありました

オープンIDファウンデーションにおきまして

は、API仕様に係ります認証技術に関します世

界標準の策定を目指して、世界各国のIT事業者やフィンテック企業等による検討が行われている

と承知をしています。

先ほどの全銀協のオープンAPIの検討会におきましても、オープンIDファウンデーションの

理事長の、先ほどありました崎村夏彦氏を招聘して最近の検討状況について説明を受け、それも踏

まえて、API仕様の標準化に向けた検討が行われ

ているかといふと、スマホみたいになるんじやな

いかなといふと承知をしているところでございます。

私は、野村総合研究所の崎村夏彦さんが議長を務め、アメリカにおいてオープンAPI、もうその

オープンIDファウンデーションといふものが世界標準の金融APIをつくろうとしています。

私は、日本の人々が議長ということで非常に注目して

いるわけですが、こういう国際的なAPIの標準化の動きについてどう考えるか、池田総務企画局長の見解をお聞かせください。

○政府参考人(池田唯一君) 御指摘がありました

ように、全銀協ではオープンAPIのあり方に関する検討会が設置されています。そこには銀行

のほかITベンダーあるいはフィンテック協会の方などが参加されて、金融機関だけではないメ

ンバーにより検討がされておりまして、現在、情報

セキュリティ、利用者保護に関する基本的な考え方、あるいは、先ほどもありましたが、API

I接続を円滑に進めるための標準仕様の策定などについて議論がされているところでございます。

また、御指摘のありましたF I S Cにおきまして

もAPI接続先のチエックリストの策定作業が進められています。金融庁はこれらの会合のメンバーにもなつておりますので、こ

うした議論には積極的に参画し、適切な対応を図つていただきたいといふふうに考えているところでございます。

そうした中で、API仕様の標準化などをやつ

ていきます場合に、世界標準化の動きと整合的なものにしていくことが重要だといふのは御指摘の

とおりだと考えております。御指摘のありました

オープンIDファウンデーションにおきまして

は、API仕様に係ります認証技術に関します世

界標準の策定を目指して、世界各国のIT事業者やフィンテック企業等による検討が行われている

と承知をしています。

先ほどの全銀協のオープンAPIの検討会におきましても、オープンIDファウンデーションの

理事長の、先ほどありました崎村夏彦氏を招聘して最近の検討状況について説明を受け、それも踏

まえて、API仕様の標準化に向けた検討が行われ

ているかといふと、スマホみたいになるんじやな

いかなといふと承知をしているところでございます。

私は、野村総合研究所の崎村夏彦さんが議長を務め、アメリカにおいてオープンAPI、もうその

オープンIDファウンデーションといふものが世界標準の金融APIをつくろうとしています。

私は、日本の人々が議長ということで非常に注目して

いるわけですが、こういう国際的なAPIの標準化の動きについてどう考えるか、池田総務企画局長の見解をお聞かせください。

○政府参考人(池田唯一君) 御指摘がありました

ように、全銀協ではオープンAPIのあり方に関する検討会が設置されています。そこには銀行

のほかITベンダーあるいはフィンテック協会の方などが参加されて、金融機関だけではないメ

ンバーにより検討がされておりまして、現在、情報

セキュリティ、利用者保護に関する基本的な考え方、あるいは、先ほどもありましたが、API

I接続を円滑に進めるための標準仕様の策定などについて議論がされているところでございます。

また、御指摘のありましたF I S Cにおきまして

もAPI接続先のチエックリストの策定作業が進められています。金融庁はこれらの会合のメンバーにもなつておりますので、こ

うした議論には積極的に参画し、適切な対応を図つていただきたいといふふうに考えているところでございます。

そうした中で、API仕様の標準化などをやつ

ていきます場合に、世界標準化の動きと整合的なものにしていくことが重要だといふのは御指摘の

とおりだと考えております。御指摘のありました

オープンIDファウンデーションにおきまして

は、API仕様に係ります認証技術に関します世

界標準の策定を目指して、世界各国のIT事業者やフィンテック企業等による検討が行われている

と承知をしています。

先ほどの全銀協のオープンAPIの検討会におきましても、オープンIDファウンデーションの

理事長の、先ほどありました崎村夏彦氏を招聘して最近の検討状況について説明を受け、それも踏

まえて、API仕様の標準化に向けた検討が行われ

ているかといふと、スマホみたいになるんじやな

いかなといふと承知をしているところでございます。

私は、野村総合研究所の崎村夏彦さんが議長を務め、アメリカにおいてオープンAPI、もうその

オープンIDファウンデーションといふものが世界標準の金融APIをつくろうとしています。

私は、日本の人々が議長ということで非常に注目して

いるわけですが、こういう国際的なAPIの標準化の動きについてどう考えるか、池田総務企画局長の見解をお聞かせください。

○政府参考人(池田唯一君) 御指摘がありました

ように、全銀協ではオープンAPIのあり方に関する検討会が設置されています。そこには銀行

のほかITベンダーあるいはフィンテック協会の方などが参加されて、金融機関だけではないメ

ンバーにより検討がされておりまして、現在、情報

セキュリティ、利用者保護に関する基本的な考え方、あるいは、先ほどもありましたが、API

I接続を円滑に進めるための標準仕様の策定などについて議論がされているところでございます。

また、御指摘のありましたF I S Cにおきまして

もAPI接続先のチエックリストの策定作業が進められています。金融庁はこれらの会合のメンバーにもなつておりますので、こ

うした議論には積極的に参画し、適切な対応を図つていただきたいといふふうに考えているところでございます。

そうした中で、API仕様の標準化などをやつ

ていきます場合に、世界標準化の動きと整合的なものにしていくことが重要だといふのは御指摘の

とおりだと考えております。御指摘のありました

オープンIDファウンデーションにおきまして

は、API仕様に係ります認証技術に関します世

界標準の策定を目指して、世界各国のIT事業者やフィンテック企業等による検討が行われている

と承知をしています。

先ほどの全銀協のオープンAPIの検討会におきましても、オープンIDファウンデーションの

理事長の、先ほどありました崎村夏彦氏を招聘して最近の検討状況について説明を受け、それも踏

まえて、API仕様の標準化に向けた検討が行われ

ているかといふと、スマホみたいになるんじやな

いかなといふと承知をしているところでございます。

私は、野村総合研究所の崎村夏彦さんが議長を務め、アメリカにおいてオープンAPI、もうその

オープンIDファウンデーションといふものが世界標準の金融APIをつくろうとしています。

私は、日本の人々が議長ということで非常に注目して

いるわけですが、こういう国際的なAPIの標準化の動きについてどう考えるか、池田総務企画局長の見解をお聞かせください。

○政府参考人(池田唯一君) 御指摘がありました

ように、全銀協ではオープンAPIのあり方に関する検討会が設置されています。そこには銀行

のほかITベンダーあるいはフィンテック協会の方などが参加されて、金融機関だけではないメ

ンバーにより検討がされておりまして、現在、情報

セキュリティ、利用者保護

お聞きしたいんですけど、ブロックチェーンが恐らくこのフィンテックの中で一つのコアテクノロジーになると思いますが、フィンテックのみならず、コアテクノロジーとしてのブロックチェーンテクノロジー、どのように日本、政府として押さえていくか、その見解をお聞かせください。お願ひいたします。

○政府参考人(中石斎孝君) お答えします。

ブロックチェーン技術などフィンテックを支える中核的な技術につきましては、金融分野を超えて、例えばサプライチェーンの効率性向上ですが、それから取引プロセスの全自動化といった広く実用化、活用される可能性が高いものと認識しております。

経済産業省としましては、ブロックチェーンの活用を推進するために、まず活用可能性の調査を様々行います。それと、さらに、既存システム等との比較評価を行えるように、品質、保守、運用、コストの観点からの評価軸というものを整理しました。この評価軸に基づきまして客観的な分析をしたいというふうに考えております。

それからまた、本年三月末に総務省と連携プロジェクトを立ち上げまして、実証実験やFSなどを通じて具体的な利活用事例の発掘とか、さらに社会実装の推進などを行なうなど、具体的なプロジェクトを進めていきたいというふうに思っています。

それからさらに、仮想通貨や認証システムを開発するベンチャー、様々なフィンテックベンチャーがあるわけでありますけれども、こういったベンチャーに専門のメンターを派遣して人材面でも協力するなど、ベンチャー支援の一環としても取り組んでいきたいというふうに思っています。

引き続き、これらのフィンテック関連技術の活用を通じて、一層ノベーションを進めていきたいというふうに考えております。

○藤末健三君 是非、実装を進めていただきたいと思うんですね。

先ほどレギュラートリーサンドボックスの話を申し上げましたけれど、私は一番有力なのはこのブロックチェーンのテクノロジーじゃないかと思つてあります、実装していくのは、海外ではもう、たしかエストニアでしたつけ、政府が実際に実証試験を始めているところもあるわけですから、是非、各省庁連携してやっていただきたいと思います。

最後の質問でござりますけれど、キャッシュレス化について話をさせていただきたいと思います。

前回キャッシュレス化の議論がこの財政金融委員会でもございましたけれど、オリンピックまでには私はキャッシュレス化を進めないとちよつと恥ずかしいんじやないかと思つております。実際に中国人の友人が何言つたかというと、日本は何で

こんなに金持たなきやいけないんだと言つたのですね、現金を。

○藤末健三君 理事、

一つお願いがありまして、

治安がいいといつたら、スウェーデンはもう九八

%のキャッシュレス化なんですね。治安、関係

ないと思いますよ。あと偽造がないとかいう話

も僕は違うと思う、スウェーデンなんかと比較し

た場合に。あと、何ですか、低金利。世界的に低

金利じゃないですか。私は、ちょっと申し訳ない

んですけど、学術的に分析されたことをおつしやつ

ているかどうかを確認したいんですよ。

私の仮説は違います。私は、クレジットカード

がおかしいからだと思つていて、はつきり言つ

て、日本の。手数料が高いんですよ、はつきり

よりも進んでいるなと思ったんですが、雨宮理

事、もう簡単に、なぜキャッシュレスが遅れない

かということを簡単にちよつと御説明いただい

てよろしいですか。お願ひします。

○参考人(雨宮正佳君) お答え申し上げます。

これは、原因は大変難しい、分析が難しい面があるわけあります。その上で申し上げます

と、三つぐらい考え方をして、一つは、国内の治安が相対的に良く、盗難等による現金を失うり

スクが他国より低いことが挙げられます。

それから、二つ目でございますけれども、日本

では偽造をされた銀行券、お札が非常に少なく、

銀行券、お札に対する信頼、国民の信認が高いと

いうことが挙げられると思います。この点、前回

の実は委員会でもお答え申し上げたんですが、ち

なみに、私どもが昨年十二月に行いました生活意

識アンケート調査、こういうものがございまし

て、この中で、携帯、スマートフォンを利用した

決済を使わない理由として、セキュリティーや紛

失時などの安全性に不安があるといった回答のほ

か、支払は現金でしたいというのが多かつたとい

うことがござります。

それから、三番目でございますが、やはり長年

にわたる低金利環境が続く下で、現金を銀行預金

に小まめに預け入れるというインセンティブが低

下しているということも理由の一つかと存じま

す。

○藤末健三君 理事、

一つお願いがありまして、

治安がいいといつたら、スウェーデンはもう九八

%のキャッシュレス化なんですね。治安、関係

ないと思いますよ。あと偽造がないとかいう話

も僕は違うと思う、スウェーデンなんかと比較し

た場合に。あと、何ですか、低金利。世界的に低

金利じゃないですか。私は、ちょっと申し訳ない

んですけど、学術的に分析されたことをおつしやつ

いるかどうかを確認したいんですよ。

私の仮説は違います。私は、クレジットカード

がおかしいからだと思つていて、はつきり言つ

て、日本の。手数料が高いんですよ、はつきり

よりも進んでいるなと思ったんですが、雨宮理

事、もう簡単に、なぜキャッシュレスが遅れない

かということを簡単にちよつと御説明いただい

てよろしいですか。お願ひします。

○参考人(雨宮正佳君) お答え申し上げます。

これは、原因は大変難しい、分析が難しい面があるわけあります。その上で申し上げます

と、三つぐらい考え方をして、一つは、国内の治安が相対的に良く、盗難等による現金を失うり

スクが他国より低いことが挙げられます。

それから、二つ目でございますけれども、日本

ただ、そう批判ばかりできませんので、申し上

げたいのは、やっぱり私は、オリンピック・パラ

リンピックまでにキャッシュレスを進めないと、

日本つて遅れた国だねという印象を与えるんじゃ

ないかということを心配しています。先ほど申し

上げましたように、スウェーデンは九八%の

キャッシュレス化ということでございまして、そ

の多くは、クレジットカードではなく、銀行口座

を直接使った電子決済、銀行の口座を使つた決済

になつていて、この方向に向つていたいとあります。

安のという、批判を受けるかもしれませんけど、

インドでは五年間でクレジットカードをなくすと

いう方向になつていて、これは何かというと、

カード番号がばれるからなんですね。キャッシュ

で、クレジットカードもなくそうと言つて

いるんですよ。

クレジットカードに頼らないキャッシュレス化

を進めるべきだと思うんですが、このクレジット

カードを担当する、所管する経済産業省と金融を

所管する金融庁の見解をお聞かせください。お願

いします。

○政府参考人(住田孝之君) ただいま御指摘のク

レジットカードの件でございますけれども、やは

りクレジットカードの利用というのもこのキャッ

シレスを進めるという上では非常に大事だと思います。

そのためには、クレジットカードが安心、安全

に使える環境を整えなければいけないということ

で、さきの臨時国会においては割賦販売法を改正

をさせていただきまして、加盟店にICO対応など

のセキュリティ対策を講ずるということを義務

付けたわけでございます。一方で、商店街などで

のクレジットカード対応端末の普及促進といつた

ようなことを進めておるわけでござります。

また、外国人のお話が出ましたけれども、外国人

訪日客の中では、やはりクレジットカードの利

用をされる方、今でも五四%ぐらいいらっしゃい

ます。こうした方々のリクエストに応えるために

も、クレジットカードの利用環境の整備というの

は引き続き大事であるというふうに考えてござります。

今手数料の件がございましたけれども、この加盟店の手数料の高い低いというのは、これは世界比べてみましてもいろいろな数字がございまして、これなかなか一定の定まった見解があるという状況ではございません。

一方で、先ほど御指摘のございましたように、今やカードを使わない決済、スマートとかですね、そういうものを使う決済というのは増えています。何を使つかというのはそれぞれの消費者の方の選択なのだと思いますけれども、いろいろな技術が出てくるときに、それが使いやすいよう、あるいは妨げるものがないようにしていかないかいけないというのは私どもも認識をしておるところでございます。やはりそうしたもののが安全、安心に使つていただけるような環境というのは常に考えていかなければならぬと思っております。

○政府参考人 池田唯一君 現金以外の決済方法には、クレジットカードのほか電子マネー、デビットカード、さらには御指摘のありました銀行口座を直接利用する電子決済サービスがありまして、キャッシュレス化を考える際にはこうした決済方法も重要であると御指摘のとおり認識をしているところでございます。

その際、例えば銀行口座を直接利用する電子決済サービスということになりますと、今回御提案をさせていただいておりますオープンAPIといふのはその際の極めて重要な核となる技術だと、そういう考え方もあって今回法案を提出させていただいているところでございます。

いざれにしましても、金融庁としては、安心、安全の確保を図りつつ、利用者利便の向上等に向けて引き続き努力をしていきたいというふうに考えていたるところでございます。

○藤末健三君

皆様、お手元にお配りした資料の

七ページ目、一番最後でございますが、キャッシ

ュレス決済の普及状況というのがござります。

右側を見ておきますと、国際比較で、日本、韓国、中国、アメリカと書いてございますが、中国はもう五〇%を超えていたるという状況でござります。恐らく中国に行くと、大都市に行けばますますキャッシュレスが進んでいます。

一方、左側を見ていただきますと、キャッシュレス決済の内訳がございますが、ほとんどがクレジットカードになつていて、先ほどスウェーデンの事例を申し上げましたけど、スウェーデンの方は銀行の口座で直接決済ができるようにしていらっしゃいます。

ちなみに、中国のことを申し上げますと、アリペイという、アリババというエレクトロニックコマースの会社がキャッシュレスシステムをやつてあるんですけど、大体利用者は四・五億人いるといいます。これで少額の決済や、あと保険のサービスあとお金の使い方により信用調査まで行うというような状況。あとワイチャットといふ、中国、これテンセントという会社がやつてているワイチャットといふ電子マネーは八・七億人が使つてゐる。これは何かと申しますと、スマートなんかに画面が出てきて、例えば店で買物をするときにクーポン出てくるわけですね、そこに全部連動していると。

そこまでのサービスが進んでいるわけでございまして、私は、是非、先ほど池田局長からお話をございましたけれど、銀行の口座でも決済をできることのものも含めてサービスを進めなきゃいけないと。

私は、これに書いていますように、キャッシュレスが進まない原因はクレジットカードのウエー

トが高過ぎるからだと私は思つております。

特に私がお願いしたいのは、資金決済法の話をさせていただきますと、電子マネー等の利用において、海外で決済機能を持つて資金決済法の範囲がございます。世界を調べてみると、この五

〇〇%、いろんな電子マネーを使うときに使う金額

の五〇%をちゃんと担保しておかなければいけませんよ、持つておかなきゃいけませんよというよう

にしますと、電子マネーの発行額が制限されるとのことです。いろんな国の基準はあると思いますけど、私は、もう半分を準備金、出したマネーの一億円出したら五千円あります。恐らく中国に行くと、大都市に行けばますますキャッシュレスが進んでいます。

一方、左側を見ていただきますと、キャッシュレス決済の内訳がございますが、ほとんどがクレジットカードになつていて、先ほどスウェーデンの方は銀行の口座で直接決済ができるようにしていらっしゃいます。恐らく中国に行くと、大都市に行けばますますキャッシュレスが進んでいます。

ちなみに、中国のことを申し上げますと、アリペイといふ、アリババというエレクトロニックコマースの会社がキャッシュレスシステムをやつてあるんですけど、大体利用者は四・五億人いるといいます。これで少額の決済や、あと保険のサービスあとお金の使い方により信用調査まで行うというような状況。あとワイチャットといふ、中国、これテンセントといふ会社がやつてているワイチャットといふ電子マネーは八・七億人が使つてゐる。これは何かと申しますと、スマートなんかに画面が出てきて、例えば店で買物をするときにクーポン出てくるわけですね、そこに全部連動していると。

そこまでのサービスが進んでいるわけでございまして、私は、是非、先ほど池田局長からお話をございましたけれど、銀行の口座でも決済をできることのものも含めてサービスを進めなきゃいけないと。

私は、これに書いていますように、キャッシュ

レスが進まない原因はクレジットカードのウエー

トが高過ぎるからだと私は思つております。

な規制の調和を是非図つていただきたいと思います。私は、もう日本がどんどん規制を強化すればするほど海外に逃げていくという現象が起きると思いますので、安全性も必要ですけれど、ある程度その利便性、そして産業を育てるという観点を持つていただきたいと思います。

以上で私は質問終わらさせていただきますが、最後に申し上げたいのは、今日お配りした資料、実は経済産業省の資料がほとんどございまして、経済産業省のフィンテックの議論、私は正直、金融庁とは違つた観点で進んでいたると思います。やはり金融庁は金融サイドの考え方からやつておられ、やっぱり経済産業省は、利用者である産業であり、そして個人の、あと若しくはＩＴ企業の観点からやつてしまして、是非、麻生大臣、あと越智副大臣におかれましては、経済産業省、金融庁、そしてもう一つは日銀、この三者を統合したフィンテックの推進体制をつくつていただきたいと思います。そこでお聞きしまして、私の質問終わらさせていただきます。

ありがとうございました。

○大塚耕平君 民進党の大塚耕平でございます。

今日は、この法律に後ほど附帯決議を付けるべく皆様方に御提案を申し上げたいと思うんですけど、これほども、今回の附帯決議、かなり具体的な意味を持つ内容だというふうに思つておりますので、それに関連して若干質問等をさせていただきたいと思います。

我が国の実情を踏まえますと、実際に、前払式支払手段の発行者の破綻によりまして、保全された資産からの還付が行われた事例も存在しておるところでございまして、現時点におきまして、この資産保全に係る規制を見直すということについては十分慎重な対応が必要であるというふうに考えておられるところでござります。

○藤末健三君

余り日本の規制ばかり進めていますと、私が聞いたのは、海外にもサービスを置いて、海外で決済機能を持つて資金決済法の範囲から決済やろうという話もしているところいま

したですよ、正直申し上げて。ですから、国際的

な規制の調和を是非図つていただきたいと思います。私は、もう日本がどんどん規制を強化すればするほど海外に逃げていくという現象が起きると思いますので、安全性も必要ですけれど、ある程

度その利便性、そして産業を育てるという観点を持つていただきたいと思います。

○國務大臣(麻生太郎君)

郵便局

というの

んな郵便局は銀行代理業務をやつておるというこ

とを知つておる人いますかね。私聞いてみて、えつ、そんなことつてみんな言うけれども、あれ、実際は代理業務やつとるんですねよつて、あなたたのやつ。実際、飯塚の隣の町の話ですけれど、いや、これは代理業なんですがつて言つて、とい



ジネスやフィンテックの分野が、侵食というか、元々なかつたわけですから、事実上占領され始めているというような危機意識を持つて御対応いただくことをお願い申し上げまして、私の質問に代えさせていただきます。

○平木大作君 公明党的平木大作でございます。

オープンAPIの導入を主な柱とする今回の銀行法改正案、私としても、かつて自らを装置産業と呼んでいた銀行業の実態を考えると、本当に隔世の感のある法案だなとうるうに思つております。恐らく十年前だとこんなもの考えることすらできなかつただろうなと思います。

〔委員長退席 理事長峯誠君着席〕

装置産業という意味にはいろいろ込められていましたけれども、一つは、本当に恒常的に巨額のシステム投資を課せられる、そういう使命があるわけあります、一方で、それを続ける限りにおいては高い高い参入障壁をつくるといふ、その守られた中で商売できるといふのも一方の意味であります、今回の法案といふのはその大きな参入障壁にある意味穴を空けるといふわけありますから、なかなかこれきちつと進んでいくかどうかというのがやはり大事なわけであります。

私も最近フィンテック企業の方たちと意見交換させていただきましたが、まさに法律上行法改正というものは期待が大きい。これ前向きに捉えていたところが大きいわけですが、じや、これから何が課題になるかといふ、まさに法律上は、制度上はこれからAPIといふのは開放されるわけありますけれども、それが実態として、このオープンAPI、ちゃんと進むのかどうかといふところを一番見ていて、いうふうに皆さん口をそろえておっしゃつていいわけでありまして、まさにこれを実態としてどう進めていくのかと、いうことが問われる。

先ほども質問の中にありました、今回の法案の中でもこの附則の十一條の中には、オープンA

P-Iに対応できる体制の整備について銀行の努力義務とすると、一律の義務じゃなくしたわけですね、努力義務とした。この点について、まず、なぜ努力規定になつたのかということ、背景についてお伺いをしたいと思います。

○政府参考人(池田唯一君) お答え申し上げます。

オープンAPIの導入につきましては、現状、インターネットバンキングを導入していない中小の金融機関などもあるところで、経営判断に及ぶものもありますので、強制的な義務付けとせず、努力義務としているところでございます。

もつとも、この法律案におきましては、金融機

関に対して、オープンAPIに関する方針の策定、公表、それから電子決済等代行業者との接続

基準の策定、公表、さらにオープンAPI導入に

係る体制整備に努めることを義務付けておりまし

て、これらによつてオープンAPIの導入を促し

ていく制度としているところでございます。

また、仮に一律に義務付けるということにした

場合には、恐らく電子決済等代行業者の要件には

もう少し厳しいものが求められるということにな

る可能性が高いと考えております。そうしたもの

は電子決済等代行業者のイノベーションの観点か

らどうだという議論もあるうかと思います。そう

した全体のバランスの中で、今回のような法律の

立て付けにさせていただいたということでござい

ます。

○平木大作君 実態としては義務化に近いものな

のかなというふうに私も捉えているわけであります

が、今答弁いたしました中で大変大事な点にも触

れていたのでいまして、要するにこれ、オープ

ンAPIについて、そもそも前提として、銀行がイ

ンターネットバンキングサービスを提供して

いない口座数については必ずしも悉皆的に把握を

しておりますが、提供していない金融機関の数

につきましては、主要行等、地銀、第二地銀百十

五行のうち、法人向け、個人向け共に一行、そし

てまた信用金庫、信用組合、労働金庫四百三十一

機関のうち、法人向けは百三機関、個人向けは九

十二機関であるというふうに承知をしておりま

す。

議員御指摘の点につきましては、金融庁として

は、金融機関がいかなるサービスを提供するかは

まさに各金融機関の個別の経営判断に係る事柄で

はあるものの、一般論として、各金融機関におき

のちよつと口座数の内訳も含めてお示しいただけ

たらどうことと、ちよつと時間の関係で質問ま

とめますけれども、今後、私、これ基本的には、

終わります。

義務とすると、一律の義務じゃなくしたわけですね、努力義務とした。この点について、まず、なぜ努力規定になつたのかということ、背景についてお伺いをしたいと思います。

うに考えております。

こうした観点から、金融庁といたしましては、

今後、金融情報システムセンター等と連携をしま

してインターネットバンキングの利用状況の把握

に努めるとともに、引き続き金融機関の自主的

な創意工夫の発揮によりまして利用者のインター

ネットバンキングの活用が促進をされることを期

しております。

○平木大作君 基本的には、今、内訳も少しお示

ししただけましたが、やっぱり小規模な金融機関

ネットバンキングの活用が促進をすることを期

しております。

○平木大作君 基本的には、今、内訳も少しお示

示しただけたらと思います。

は、だつたらこの列の横に来ていただいて、インターネットバンキング一緒にまず使ってみると

付かれることになります。

ターネットバンキングと一緒にまず使ってみると、なんに楽になりますよということ例えれば人を誘導する、これだけでも大分違つてくるんじやないかなと思つております。

是非ともこれ、指導監督含めて金融庁も一体になつてやつていただきたい、政府としても推進していくべきだと思います。

利用者の利便性と同時にやっぱり大事なのが安

全性であります。今回の法改正のもの、基

本的には今もう既にフィンテック企業というの

いるひるサービスを提供している。これはスク

レーピングという技術に基づいて提供し

ているわけですが、今回の法が施行されると、

大体二年をめどにして、これが今回のオープンA

Pの技術でありますけれども、仮に今の

フィンテック企業の皆さん方がスクレーピングのま

まサービスを提供し続けようとするなどどうなるのかといふ点、これ確認させていただきたいと思

うのも、ユーザーの皆さんにとっては結構

最後はものぐさんですね。このスクレーピング

で自分のいわゆるパスワードとか預けておくと危

ないですよ、情報漏えいの危険性ありますよと幾

ら言つても、もう預けているし、いいやといふ判断をされる方つて実際にたくさんいらっしゃるわけでありまして、これ実際に今提供している企業

にとつても引っ込みが付かないというのはやっぱ

りあるといふふうに思つております。

この扱いはどうなるのかということ、そして統  
けるとしたら安全性は大丈夫なのかといふ点につ  
いても政府の見解をお伺いしたいと思います。

○政府参考人(池田唯一君) 電子決済等代行業者  
が猶予期間経過後もいわゆるスクレーピングによ  
りますサービスを提供し続けようという場合につ  
きましては、今回の法律案におきまして、そうし  
た場合でも金融機関と契約を締結することが義務

○大臣政務官(武村辰英君) お答えいたします。

まず、定義についてです。電子決済等代行業者の確保などの観点から、今回の法律案では、電子

決済等代行業者及び金融機関に対しまして契約を締結して情報の安全管理等に関する事項を定め、

これに基づき業務を行うことを求めるとしているところでございます。

こうした措置を講じますことによって、金融機

関が電子決済等代行業者に対しましてスクレーピ

ングによるサービス提供を認める場合には相応の

安全管理等の措置を行わせると、そういう枠組みが確保されているものというふうに考えております。

○平木大作君 この安全性の配慮、是非これしつかり見ておいていただきたいと思います。

今お話をしたような、フィンテック企業がもう既に提供をしているような、顧客からの委託を受

けます。あるいは口座情報を取得する、顧客に提供する、こ

ういったものというの、結局今なりやすいとして

やつておいるところというのがそもそも法律に規定

されていない、だから今回の法律の中にきちっと定義付けようということで電子決済等代行業者と

いうのが定義付けられたわけであります。

そして、それがきちんと登録も課されたという

ことであります。先ほど質疑の中でもありまし

たけれども、やっぱりこれ聞いたときに必ず議論

に上りますのが、もう十年以上前、平成十八年の

四月施行の改正銀行法で創設をされました銀行代

理業者とどう違うのか、そもそもということなん

でございます。

銀行代理業規制につきましては、金融審議会に

おきました、例えば銀行代理業者が銀行から直接

又は間接的に経済的対価を受領する場合は実務上

広く銀行代理業に該当すると考えられてきたとこ

ろでございますが、IT等の進展に伴いまして制

度の導入時には必ずしも想定されていかなかつたよ

うな新しい決済サービスが登場し、従来の基準に

よると銀行代理業に該当するか否かの適用関係が

必ずしも明確でない事例が登場しております。ま

た、地方におきまして、過疎化が進み、支店網の

維持が困難となる中での解決策として銀行代理業

の活用が検討されているといった状況の変化を踏

まえまして、銀行代理業規制の適用関係の明確化

や実務経験者の営業店ごとの配置義務の見直しなどについて検討を進めるべきとの御指摘があつた

ところでございます。

今後、金融庁といたしましては、こうした御指

摘要を踏まえ、適切な対応を検討してまいりたいと

考えております。

○平木大作君 もうこれは先ほど大臣答弁の中で

もいただきました。要するに、代理業をつくったときと明らかにもう今技術環境は違つてしまつているわけですね。状況が違つてしまつている。こういう中にあつて、やはりこれ、代理業の持つている、でも使命つて大きいと思ってますから、きちっと今の時代に合わせた形で、特に今おっしゃつていただきたいんです

が、このフィンテック企業、銀行との間で電子決済等の代行業に係る契約の締結ということが大きくなつてくると思つておりますので、是非とも検討の方を進めていただきたいと思います。

もう一問、二問ほどさせていただきたいんです

が、このフィンテック企業、銀行との間で電子決

済等の代行業に係る契約の締結ということが今回

義務付けられます。このときに、契約項目つて

実は結構多岐にわたつております。例えばAPI開放するにしても、じゃ、電子決済等代行業

者、フィンテック業者に求められるセキュリティ項目、一つ一つのセキュリティの水準で

すとか、あるいは先ほども質疑の中にありましたけれども、もし利用者に損害が生じた場合にどう

いわゆる責任、賠償の負担を分担していくのか、

こういったことを一つ一つ詰めていかなきゃいけないわけですね。

やはり、多数の銀行と接続をする可能性がある

フィンテック企業の側から見えてみると、これ個々

ばらばらに契約で一つ一つ詰めていくとなると本

当に大きなコミニケーションコストというのが掛かる。特に、いわゆるフィンテック企業という

のはベンチャーであることが多いわけであります

ので、これが本当に数多くの金融機関一つ一つ

と一つ一つの項目について一から契約をつくると

いうのは大変なことなわけです。

こうした契約事項について、やはりあらかじめ

一定程度の標準化、あるいはひな形みたいなもの

が示されてしかるべきだと思っておりますが、こ

の点について政府としての見解をお伺いしたいと

思います。

○政府参考人(池田唯一君) お答え申し上げま

御指摘のあつた電子決済等代行業者との契約に係る基準でございますが、その詳細な内容について一律に定めるということには仮にしますと、各金融機関がそれぞれの経営方針に基づいて戦略的に対応していくことの妨げとなりまして、かえつて金融機関と電子決済等代行業者の連携、協働が図られない可能性があるということには留意する必要があると考えております。他方で、御指摘のありましたように、各金融機関が定める基準に必要に過度なばらつきが生じますと、フィンテック企業に過大な負担を強いることになるおそれがあるということは私どもも認識をしているところでございます。

このため、特にばらつきを生じかねない例えば

情報セキュリティですとか利用者保護に関する基準につきましては、全銀協におけるオーブンAPI検討会といつた場、あるいは金融情報シス

テムセンター、FISCにおいて、必要な範囲で一定の共

通化を図つていくための議論が進められているところでございます。私どももそれらの検討会のメ

ンバーになつてゐるところでございまして、状況をよく注視していきたいというふうに考えているところでございます。

○平木大作君 この銀行のAPIを開設することの意義つて、端的に言うと、銀行以外から銀行のインフラを活用した便利なアプリケーションが提供されるということが結果としてユーザーの利便性向上につながるんだという、こうふうことに尽きるんだと思っております。このときにも、いや、この銀行のインフラにアクセスをしようとしている大宗がベンチャーディーであるフィンテック企業、ここに過度な負担が生じてしまうと、結果として、これ冒頭申し上げましたけれども、実態として、この開設が進まない、オープンAPIが進まないということありますので、これを是非、一律にやつてくださいといふうことでではなくて、先ほど申し上げたように、過度なばらつきが生じないような形での、いい意味でのひな形なり

モデルなり、そういうつたものを一緒につくつていつていただきたいということをお願いしたいと思います。

最後に一問、お伺いします。

今回の法改正によりまして、銀行は、フィンテック企業との契約を締結するに当たりまして、

基準を満たす業者に対する不適な差別的な取扱いを行つちゃいけないと、その基準もインター

ネットできちんと公開しなさいという形で義務付けられるわけであります。つまり、正当な理由なくAPIの公開は拒めないというふうになつたわ

けですが、ただ、これ単純に、じゃ、もうとにかく手を挙げたところを全部公開しようという話では当然ないというふうに思つております。特に

これまでの議論の中では、いわゆる口座情報を取

得するだけのような参考系のAPIという話と、

それから利用者に代わつて口座のある意味入出金操作、トランザクションまで行うようないわゆる

更新系のAPIについては、そもそもこれ差があつてしかるべきだという議論があつたといふう

うに思つております。

この点について最後政府の見解をお伺いして、私の質問を終わらせていただきます。

○政府参考人(池田唯一君) 御指摘のとおり、今

回の法律案では、金融機関に対しまして、電子決

済等代行業者と締結する契約に係る基準を策定し

て公表するということを求めております。その際

には、各サービスの内容、リスクに応じまして情

報セキュリティや利用者保護のための措置を講

じていくことが重要になるというふうに私ども考

えております。

したがいまして、具体的な基準は各金融機関に

おいて定められるものではありますけれども、御

指摘のあつたような更新系のAPIと参考系APIとで措置が異なる内容になるというようなことは十分あり得るものであるといふうに考えていいところでございます。

○平木大作君 終わります。ありがとうございます。

○大門実紀史君 大門です。

今回の銀行法改正案については賛成でございます。附帯決議も賛成したいところなんですかけれども、微妙なニュアンスで気になる点がありますので、反対ではありませんけど、賛成保留という

ことであしからず御了解いただきたいと思います。

このフィンテックというのは、今年一月、長峯さんと一緒にアメリカに行って、メガバンクの要望も聞いてきたところでございます。何よりも大事なのは、このフィンテック企業の電子決済が急拡大しているところで、今回の改正が利用者保護、個人情報保護、また金融機関のリスクを低下させるということにつながることが期待されることであります。

附帯決議との関係で若干ちょっと言わせていただきますと、まず、きちんととした利用者保護の上にこそ健全なフィンテック企業の発展も成長もあるのではないかと、逆ではないのではないかといふふうに思います。規制という言葉は余り私も好きではありませんが、やっぱりルールがあつてと

いうことですね、企業も健全に発展するといふことで、企業のためでもあると、いい規制、ルール

というのではなく、といふうに組み立てるべきではないかなと思つてはいるところでございます。

法案については既にもうレベルの高い質疑がされておりますので、私の方は銀行関連でまたカードローン問題を取り上げさせていただきたいといふふうに思います。

決算委員会とこの前の財政金融委員会、今回で三回目であります。この間、麻生大臣の御指

示、金融庁の努力もあって、マスクで報道され

ているように各銀行とも多重債務を増やさない方

向での取組が始まっています。いいことだといふふうに思つております。ただ、本当に実効性のあるものになるかどうかという点では、日弁連と

一部のマスクからまだ心配の声が上がつて

いるところでありますので、そこで今の段階でどこまで進んできているのか、何が次の課題なの

か、若干質問をさせていただきたいと思います。

まず、改めて根本問題、問題の所在を確認したんですけど、そもそも改正貸金業法の施行に合

わせて二〇一〇年の六月に銀行向けの監督指針も変更があつて、その中に、要するに、銀行は、貸

金業、サラ金に課せられている総量規制とかないんだけれども、サラ金問題の教訓から多重債務を増やさないように態勢整備をしなさいという監督

指針があつたわけですね。二〇一〇年六月からでね。それをきちんと守つてこなかつたから、実際にこなかつたから、今回のように銀行が高利貸しだと、サラ金化しているといふうになつて批判されるようになつてきたわけであります。こ

のことは、私が各行のヒアリングをさせていただいたときも、各銀行の方から、メガバンクの方から貸しだと、サラ金化しているといふうになつて

批判されるようになつてきたわけであります。こ

て、昔、あるデパートがイエス・キヤッショ・イエスなんて広告やついたでしようが。ふざけているんじゃないか、この広告といつて、あのとき、何をやつていましたかね、何か言いに行きましたよ、おまえのところふざけていませんかと、社長を知っていたものですから。言いに行つたから、知らないで、本人も。何ですか、これと。これ、おまえ、サラ金の広告をデパートでやつているということだよ、これはと言つて、えつと言われた記憶があるんですけども。まあ宣伝部といふのはそういうことになるんだという例もありますので。

とにかく銀行のカードローン利用については、これは銀行自らの社会的責任というのを十分に自覚してもらつて、そもそも何でこのサラ金の話が始まつたかといえば、金利やら多重債務やらいろいろありましたものですから、この監督指針というのを踏まえた上で適切にやつてもらわなかぬという上で個人の資金需要に応える、丸々やめちゃうということだとこれ個人の資金需要に応えられないということになつて、こういつた話が全部間に潜りかねませんから、そういうことが重要なんだということで、多重債務問題を起こさないよう過剰な貸付けというのが起きるということを避けた上、いわゆる需要者という顧客の要求に応えられるようにきちんと創意工夫を行うことで、いわゆる顧客の目線に立つたビジネスといふのあれとは全然違つた方向に行きかねませんよといふ話だと思いますので、その目線に沿つてきちんと対応してまいりたいと考えております。

#### ○大門実紀史君 具体的に聞いてまいりますけれども、まずテレビCMなんですが、これもかつてサラ金問題のときにテレビCMが大問題になつて自粛の方向といふになつたわけですが、このメガバンクのカードローンのテレビCMの規制はほとんどなくて、サラ金CMの倍以上テレビCMをやつてきているわけですね。ただ、この間い

いろいろ指摘があつて、それも自粛をするという方向なんですけれども。

ただ、私、みずほ銀行ですね、実は昨日、みずほ銀行の方に来てもらつていろいろヒアリングさせてもらつたんですけど、みずほ銀行というのはそもそもテレビCMやっていないんですよ。全くやつていませんよ、カードローン。やっていなくても、ほかの東京三菱、三井住友とそうで引きを取らない実績があるわけですね。

だから、有名タレントを使って莫大なCM費使つて、広告代使つて、その分金利を上乗せする

ならばやめたつていんじゃないかと思うんですね。だから、みずほ、だつて、やつていないんですから。やつていなくてもそれなりの業績を上げているわけですから、もう自粛とか何だとかぐだくだ言つていいで、メガバンクの社会的責任からいつて、もうやめるなどを指導したらどうですか、みずほは実際やつていないんですから。遠藤さん、いかがでしょうか。

○政府参考人(遠藤俊英君) お答え申し上げま

す。全国銀行協会の申合せには、カードローンの広告、宣伝を実施する場合には、改正貸金業法の趣旨を踏まえて適切な表示等を行うよう努めるといふ形での申合せが行されました。

実際に全国銀行協会が各銀行に対し申合せというものを連絡する際には、貸金業界の自主規制も参考にするようて、銀行に周知してあります。その結果、既に三井東京UFJ銀行は若年層に影響が大きい時間帯での放映は停止していると。みずほ銀行といふのは元々これに関してはCMを行つていなかつたと。それからさらに、各行におきましても周知内容を踏まえた対応の検討が鋭意進められていくといふうに聞いております。

顧客にとって過剰な借入れとならないよう、配慮に欠けた広告、宣伝の抑制に努めるといふことが何よりも重要だといふうに考えておりますので、各銀行の取組状況につきまして引き続きモ

ニタリングしてまいりたいといふうに考えております。

○大門実紀史君 今、遠藤監督局長おつしやつた資金業の自主規制、広告の自主規制あるんですけどね。

こういうことかなと思うんですけど、昔、銀行

で、東京三菱から今度は二百万円借りて、アコムに百万円返して、新たに一百万円借金できると。これをまとめてローンといふ言い方しますけれども、過去の借金と新たな借金まとめて借りると。これ銀行の世界に移りますので、年収の三分の一の制限がなくなつて、どんどんどんどん貸し込むことができるということが今一番の問題になつているわけですね。

ですから、総量規制というのはどうしてもまず手を着けなきやいけないんですけども、この間、メガが年収証明書を五十五万円以上借り入れる場合はもうみんな出してもらうといふうに改善は改善されたんですけど、問題は、そういう証明書を出してもらつても、実際に制限を掛けるかどうか、そこに踏み出すかが課題だと思うんですけども、その総量規制についての三大メガの状況は今のところどうなつているか、簡潔にちよつと報告してください。

○政府参考人(遠藤俊英君) お答え申し上げま

す。委員御指摘のように、銀行が総量規制、貸出額の量的抑制の仕組みといふものをどのように入れていくのかといふことが重要ではないかなといふうに考えております。

全国銀行協会の申合せを踏まえまして、各銀行は貸金業法上の総量規制を意識してこういつた量的抑制の仕組みの検討が進められているといふふうに考えております。その結果、一つは、今のおま重債務に陥つて抜け出せなくなるという教訓があつてそういう制限を掛けたわけですね。ところが、銀行ローンには制限がないといふことで、よく使われる手口が、例えば年収三百万円の人がいたといたします。生活費が足りなくて、例えばアコムで、消費者金融のアコムで借りて、その借金が百万円になつたと、年収三百

万で百万円になつてしまつたと。年収の三分の一で、これ以上アコムから借りられない。そういうときには次の手があるわけですね。同じ系列の東京三菱からカードローン使えますよといふこと

で、東京三菱から今度は二百万円借りて、アコムに百万円返して、新たに一百万円借金できると。これをまとめてローンといふ言い方しますけれども、過去の借金と新たな借金まとめて借りると。これ銀行の世界に移りますので、年収の三分の一の制限がなくなつて、どんどんどんどん貸し込むことができるということが今一番の問題になつているわけですね。

ですから、総量規制といふのはどうしてもまず手を着けなきやいけないんですけども、この間、メガが年収証明書を五十五万円以上借り入れる場合はもうみんな出してもらうといふうに改善は改善されたんですけど、問題は、そういう証明書を出してもらつても、実際に制限を掛けるかどうか、そこに踏み出すかが課題だと思うんですけども、その総量規制についての三大メガの状況は今のところどうなつていて、簡潔にちよつと報告してください。

○政府参考人(遠藤俊英君) お答え申し上げます。委員御指摘のように、銀行が総量規制、貸出額の量的抑制の仕組みといふものをどのように入れていくのかといふことが重要ではないかなといふうに考えております。

全国銀行協会の申合せを踏まえまして、各銀行は貸金業法上の総量規制を意識してこういつた量的抑制の仕組みの検討が進められているといふふうに考えております。その結果、一つは、今のおま重債務に陥つて抜け出せなくなるという教訓があつてそういう制限を掛けたわけですね。ところが、銀行ローンには制限がないといふことで、よく使われる手口が、例えば年収三百万円の人がいたといたします。生活費が足りなくて、例えばアコムで、消費者金融のアコムで借りて、その借金が百万円になつたと、年収三百

う、そういう量的抑制の仕組みの検討が進められているというふうに承知しております。

金融庁といたしましては、この監督指針あるいは申合せを踏まえまして、過剰な借入れというものを実効的に防止することができる適切な措置と取組めてまいりたいというふうに考えております。

○大門実紀史君 これも昨日、みずほ銀行、ヒアリングしたんですよ。そしたら、みずほ銀行はもう既にやれるところから総量規制やろうということで、みずほが貸している分と消費者金融が貸している分、これを合わせて、この部分で年収の三分の一以内に抑えるということをもう四月からスタートしている、開始をしているということを聞いて、すごいなというふうに思いました。率先してやつていただいているな。

先ほど言いましたように、みずほ銀行というのはテレビマーケティングやつていませんし、おまとめローンという形、サラ金から引き継いでがばつと貸しちゃうというようなね。これ、おまとめローンもやつていないと。なぜやつていなんですかと聞いたら、お客様本位に考えるべきことではないんじやないかといふうな意識を持つてゐるということで、私は大変いい姿勢だなというふうに本当に思いました。うちの住宅ローンは東京三蔵ですが、もうこの際みずほに借換えしようかと思うぐらい、やればできるんだな、やれどみずほがやり始めた、自分の銀行と、みずほが金融の部分だけでも先行して三分の一規制を踏み出すということは、これどういう意味があるかというと、先ほど申し上げましたおまとめローンというのは、サラ金で目いつぱになつたのを自分のところの銀行で貸すわけ

しよう。そうすると、このみずほのよう、自分たちのところの銀行と消費者金融を合わせて考えて三分の一超えたら貸さないということを、これ、どこかで聞いたことがあります。一番最大、今最大のですね。

ですから、この問題は非常に重要なことで、遠藤さんおつしやるように、全体見ていろいろ考えておまとめローンができるなくなつて、ます今、どんどんどんどん多重債務者まだ増えていると思いますけど、食い止めることができると思うんですね。

まず、ここに踏み出すべきじゃないかと思いま

すが、いかがですか。

○政府参考人(遠藤俊英君)

お答え申し上げま

す。委員も御指摘のように、まさにみずほ銀行は、自分の貸出し、それから貸金業者の貸出しといふものは情報として入手できるということを前提にして、今できることは何かということの結果としてこの収入額の三分の一という規制を入れたんだ

といふうに聞いております。

さらに、ほかの銀行がどれだけ貸し出しているのかという情報も何らかの形で入手して、自分たちの自主的な規制というものを更に発展させていくという、まさに検討中だということを聞いております。顧客本位ということで、そういう対応をするというのは金融庁といたしましても評価すべき対応だと思いますので、そういう対応がほかの銀行にも広まるよう議論してまいりたい

といふうに考えております。

○大門実紀史君 是非、本当にまずそこから手を着けてもらいたいなと思います。具体的な解決に向かうと思います。

残念なのは、この前、サンマーク毎日の五月二十

八日付け読んで、メガバンクの幹部がこんな

ことを言つてゐるんですよ。カードローン規制のところの銀行と消費者金融を合わせて考えて三正のときには、サラ金の消費者金融の幹部がサラ金を規制すると闇金に流れますよと、同じことを言つていたんですよね。そんなこと、情けないで

すね、メガバンクの幹部が言つてゐるわけあります。こういう認識そのものが問われていると思ふんですね。これ本音で、匿名だから、雑誌の記者にしゃべったんだと思ひますけれど、これがまだまだこういうカルチャーというか、こういう意識だからここまで問題を大きくなつてしまつたんだと思いますので、引き続き、今回、今日提案したことにも含めて厳しい対応をしていただきたいと、いうことを求めて、私の質問を終ります。

ありがとうございました。

○藤巻健史君 日本維新の会、藤巻です。

一昨日の委員会で、前日に質問通告をしながら当日体調を崩しまして、せつかく準備をしていた麻生大臣にもかかわらず御迷惑を掛けまして、麻生大臣、岩田副総裁、そして各省庁の皆様、日銀の皆様、そして委員の皆様に御迷惑掛けたことをおわび申上げます。

質問に入りたいと思いますが、まず、電子決済登録業者、フィンテック業者ですね、を今回の改正で登録制としたわけですねけれども、なぜ許可制度がなかったのか、許可制でなくとも大丈夫だといふふうに考えられた理由を御説明いただければと思います。

○国務大臣(麻生太郎君) これは御存じかと思ひますけれども、電子決済等代行業者というのは、顧客の委託を受けていわゆるI.T.を使った送金を指示したりするようなサービスとか口座の情報提供サービス等々をすることになるんですけどそれとも、これ、郵便貯金を預かつて郵便局でやつていふふうに思ひます。具体的な解決に向かうと思います。

この前、サンマーク毎日の五月二十

八日付け読んで、メガバンクの幹部がこんな

で。顧客から金銭を預かつてやる資金の移動業者がこれは登録制というものになつてゐるといふことを考えてみますと、フィンテック企業の参入をいたずらに阻害しないというような観点から、この電子決済等代行業者も登録制とすることが自然なんだと思っております。

また、この法案では、電子決済等代行業者の登録に当たつてその要件を課しております。その業務を適正確実に実行するのに必要な財産的規模は基礎ちゃんとありますけれど、それから必要な体制の整備がちゃんと行われていると、いうことを求めたりいたしておりますので、情報の安全管理義務というのを課すことなどの処置等々を、これら三つ講じておりますので、必要な利用者保護というのはこの登録制で十分に図られているのではないかと、そのように考えております。

更にこの技術が進歩してもつと裏口ができるようになるんじやないかとか、それは考えればいろいろ出ますが、その段階でまた考えます。○藤巻健史君 経済学者のハイエクなんですけれども、彼が通貨の脱国家論を主張してたわけですね。通貨は国や中央銀行以外が発行してもいいんではないかと、こういう主張だったわけで、これは一九七六年に書いた国貨発行自由化論の中で主張されているわけなんですけれども、昨今、ブロックチェーン技術を利用したビットコインがまさに史上最高値を更新しています。一ビット三十万円超したかくらいの数字が二、三日前だったと思つんですけれども、価格だけでなくて世界的には量も大拡大してゐるといふことです。そういうことを思つてみると、このハイエクの通貨は国家のみで発行しなくていいんではないかといふ、その現実として現象が現れてゐるんじやないかなといふ氣もするわけですが。

そういうなりますと、通貨発行益といふのは今まで国とか政府のみが持つてた一種の権益だつたわけですけれども、その権益が侵されてるといふ気がしないでもないんですね。それについてその



上げなければ、かなり上げなければいけないといふときになれば、かなり大きい債務超過が起きているということがあると思いますし、もう一つ言えば、国債の長期金利が上がっているということは日本銀行が保有しています国債の価格が大暴落をしているわけで、日本銀行の評価損はもう極めて大きい。

たしか前回聞きますと、うる覚えですが、一%上がれば二十三・八兆円という金額になるといふふうにお聞きいたしましたけれども、これが例えば数%に上がれば物すごい評価損で、確かに財務諸表上では損は出でこないといえども、これが例ケットは評価損を入れて、例えば東芝、だつて別に財務諸表で株価を上げるわけじゃなくて、評価損を含めて株価というのは評価されるわけで、株は決めるわけであつて、別に財務諸表に表れないと、日銀が大丈夫だということは決して言えない。まさにマーケットというのは、評価損を含めて、何と財務諸表で発表しようと大変なことになるのではないかと私は思いますので、今日日銀副総裁の御回答には極めて、ちょっとと逃げかなという気がいたします。

それで、その後、質問通告のを続けますけれども、この四十年間でアメリカのフェンドファンドレートが最も高かつたのは、これは私が思うに、一九八〇年、八一年ぐらいかな、アメリカがスタグフレーションでボルカー・ショックをやつたときだと思いますけれども、どのくらいのパーセンテージまで行つたのか、要するに政策金利ですね。

一方、日本も四十年間、有担保オーバーナイトコールレート、政策金利がどこまで上がつたのかということをお聞きしたいと思います。

○参考人(岩田規久男君) この四十年間でアメリカのFFレートが最も高かつたのはいつかといふと、第二次オイルショック後の高インフレ期でありまして、このときインフレ率は一一・六%ぐら

今まで上りました。その時のFFレートは九・一%であります。

るかと思います。その間に日銀の引当金の金利を上げなければ、かなり上げなければいけない上

同様に、日本の有担コールレートの翌日物の高値は一九八〇年七月の一・二・七%でありまして、当時のインフレ率は八・七%ぐらいであります。

率 最 し ま いを購入していたかということをお聞きしたいと思ひます。

ちなみに、今、日銀というのは国債発行額の $10\%$ を買つてゐるという認識なんですが、その前提の下に、資金運用部ショックでマーケットはばういう動きをしたか、そして、どのくらい、資金運用部が全額を買つてゐるか、そん

購入をやめるというだけであれ。だけの大騒ぎがあつたんですが、時間がないので最後に、ちょっと質問通告していいないのでお答えいただかなくては結構でございますけれども、日銀副総裁、今八〇%を買つてゐる日銀が国債を賣うのをやめると言つたときにマーケットは大丈夫だと思われるかどうか、お聞きしたいと思います。

% 上がれば二十三・八兆円という金額になるといふうにお聞きいたしましたけれども、これが例えば数%に上がれば物すごい評価損で、確かに財務諸表上では損は出でこないといえども当然マーケットは評価損を入れて、例えば東芝だって別に財務諸表で株価を上げるわけじゃなくて、評価損を含めて株価というのは評価されるわけで、株は決めるわけであつて、別に財務諸表に表れないから日銀が大丈夫だということは決して言えない。まさにマーケットというのは、評価損を含めて、何と財務諸表で発表しようと思ふと大変なることになるのではないかと私は思いますので、今の日銀副総裁の御回答には極めて、ちょっとと逃げかなという気

レ、過去の歴史からいつても、そこまで金利が  
がる状況がある。そういうときに、日銀当座  
金が一二・七%になつたらば日銀のP-1はど  
なつてしまふんだどうかと。先ほど岩田副総裁  
おつしやつていたように、保有国債の利回りが  
均残存七・四年との前おつしやつていました  
れども、七・四年たつてかなり上がりつてくる  
のときまでに金利を極めて低く抑えておけるの  
どうかということで、非常に楽観できるような  
況ではないかなというふうに思います。

そうしますと、あと時間四分なので、次の八  
の方に行つて財務省にお聞きたいんですけれ  
ども、これをなぜお聞きするかといふと、以前、

辺をお聞かせいただければと思います。  
○副大臣（木原稔君） いわゆる資金運用部ショックについてでござりますけれども、一九九八年の長期金利の話になりますけれども、この年は、後半に入りまして、金融システムの不安の高まりもありまして長期金利は低下傾向で推移しております。したが、その後反転をして、一九九八年の十一月から十二月の間には上昇幅が一%を超えております。この金利上昇については、一般的には、同年十一月十一日に成立した補正予算における国債増発、これが十二・三兆円でございました。また、同年の十二月二十二日の資金運用部による、委員御指摘の国債の市中買入れ停止の公表などが

○参考人(岩田規久男君) 今、出口におけるお話をずっとと続いていると思うんですけれども、日本銀行は、出口にもし入るという場合にも非常に慎重に、そんなに急に金利が上昇するような、そして市場が混亂するようなことのないよう、出口を進めたいと思っておりますので、御心配のようないことはないというふうに確信しております。

○藤巻健史君 時間になりましたので終わりますけれども、気概だけではマーケットをコントロールできませんので、是非具体的に慎重にお考えいただければと思います。

終わります。

○委員長(藤川政人君) 他に御発言もないようで

それで、その後、質問通告のを続けますけれども、この四十年間でアメリカのフェッドファンドレートが最も高かつたのは、これは私が思うに、一九八〇年、八一年ぐらいかな、アメリカがスタグフレーションでボルカー・ショックをやつたときだと思いますけれども、どのくらいのペーセンテージまで行つたのか、要するに政策金利です。

の委員会で岩田副総裁が、金利を上げる方法として、日銀の付利金利を上げるという方法と、もう一つ、バランスシートを縮める方法があると、つの方法がまず考えられると、ほかにあるのかされませんけれども、二つの代表例をおつしやつたらつしやつたんで、これをお聞きいたしましたけれども。

日銀のバランスシートを縮める、すなわち保

う 二 三 つ す 有  
背景にあると指摘されておりまして、いわゆる資金運用部ショックと言われていることもあると申しておられます。  
なお、一九九八年度の国債発行額は約七十六・二兆円でありまして、このうち、資金運用部が同年度に直接引き受けた金額は十五・二兆円であります。市中からの既発国債の購入額は約二・一兆円でございます。

すから、質疑は終局したものと認めます。  
これより討論に入ります。——別に御意見もな  
いようですから、これより直ちに採決に入りま  
す。

銀行法等の一部を改正する法律案に賛成の方の  
挙手を願います。

○委員長(藤川政人君) 全会一致と認めます。

(賛成者挙手)

国債をアメリカのように借り入れをしない。若しくはもうちょっと積極的に、売却をするということがありますので、その参考例として、一九五八年十二月に資金運用部シヨツクというのがありました。要するに、資金運用部がもう国債を買わないと、宮澤喜一大臣のときだったと思ふ。よといふ、宮澤喜一大蔵大臣のときになぜ資金運用部シヨツクと言われるほどのことがあったのか、そのと

き ッ い い 年 と  
く  
○顧客健史君 約一〇%を買っている資金運用部  
が購入を停止するということだけでマーケットは  
大きく動いた。いろんな説明をされておりました  
けれども、私は当時現場におりましたからよく覚  
えておりますけれども、これは明らかに資金運用  
部の国債停止のニュースによる大荒れだったとい  
うふうに思います。そのときにやはりそれを  
大蔵省の方は購入停止をするのをやめるというう

はよ二で本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。  
この際、大塚君から発言を求められておりますので、これを許します。大塚耕平君。  
○大塚耕平君 私は、ただいま可決されました銀  
行法等の一部を改正する法律案に対し、自由民主  
党・こころ、民進党・新緑風会及び公明党的各派  
共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

銀行法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（案）

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 フィンテックが急速に進展する中で、IT企業等を含む多様な参加者による金融サービスのイノベーション促進を支援する観点から、電子決済等代行業者等に関する規制については、関係事業者等から十分に情報収集した上で、目的に照らして必要最小限とすること、新規参入に対する過度の障壁としないこと、報告徴求・検査等が関係事業者等の活動やイノベーションを阻害しないこと等に留意するとともに、利用者保護やシステムの安定性等にも配意し、関係省庁が適切かつ機動的な対応を進めること。

一 オープンAPIによる金融機関と電子決済等代行業者との接続の推進が、イノベーション促進、利用者保護、システムの安定性等の観点から重要であることに鑑み、銀行代理業規制の適用範囲の適切な設定、金融機関及び関係事業者等によるオープンAPI普及に向けた取組の支援等の環境整備に努めること。

一 本法に基づく金融機関及び電子決済等代行業者等に対する規制については、金融機関及び電子決済等代行業者等において相応のシステム対応等が必要になることから、施行までに適切な準備期間を確保できるよう配意すること。

一 利用者保護の観点から、フィンテック等に係るシステム障害等によって利用者に損害が及ぶことのないよう、金融機関及び電子決済等代行業者等に対し適切な指導等を行うこと。

一 本法に基づく制度の運用に当たつては、情報通信技術の急速な進展等を踏まえ、金融機関と金融連携・協力等との適切な連携・協

働の推進及び利用者保護の観点から、実効性のある検査及び監督体制を整備すること。

その際、中小・地域金融機関等の検査及び監督を主に担当する財務局も含め、優秀な人材の確保と職員の専門性の向上を図るとともに、必要な定員の確保、高度な専門的知識を要する職務に従事する職員の待遇の改善、機構の充実及び職場環境の整備に努めること。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ、委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長（藤川政人君） ただいま大塚君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（藤川政人君） 多数と認めます。よつて、大塚君提出の附帯決議案は多数をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、麻生内閣府特命担当大臣から発言を求められておりましたので、この際、これを許します。麻生内閣府特命担当大臣。

○國務大臣（麻生太郎君） ただいま御決議のありました事項につきましては、政府といたしましても御趣旨を踏まえまして配意してまいりたいと存じます。

○委員長（藤川政人君） なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤川政人君） 御異議ないと認め、さよ

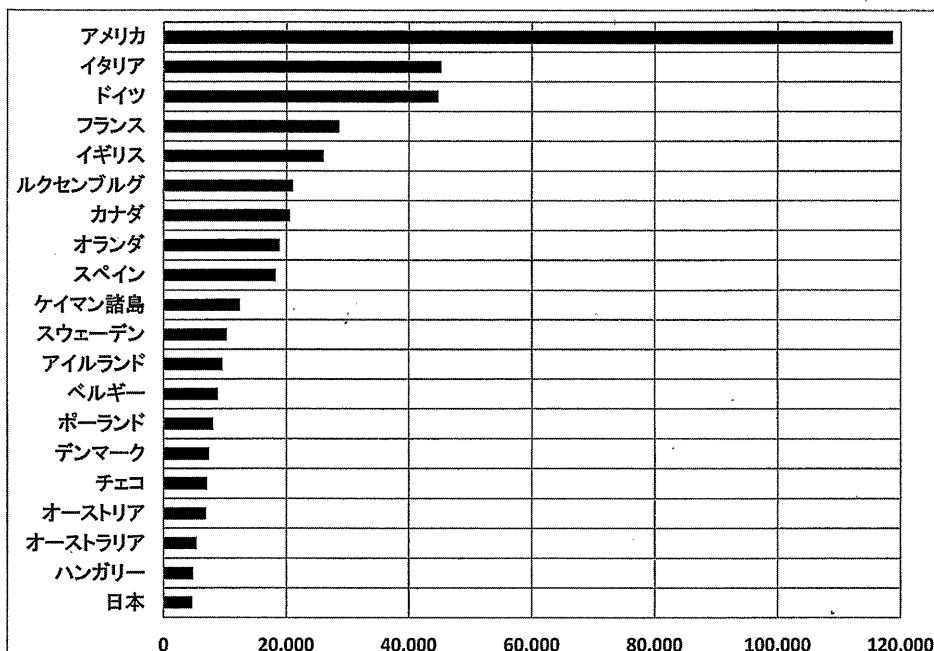
う決定いたします。

午後零時三十四分散会

〔参考〕

（中西健治委員資料）

### LEI（取引主体識別コード）取得件数



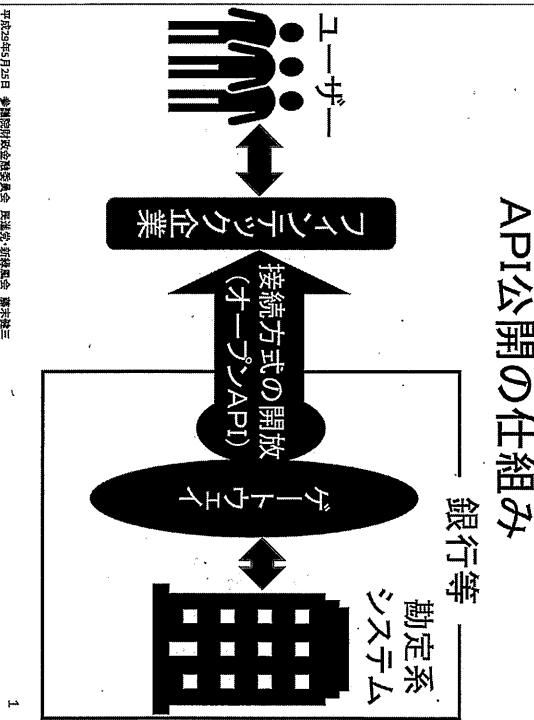
国名	件数
1 アメリカ	118,515
2 イタリア	45,262
3 ドイツ	44,794
4 フランス	28,581
5 イギリス	26,039
6 ルクセンブルグ	21,043
7 カナダ	20,584
8 オランダ	18,916
9 スペイン	18,245
10 ケイマン諸島	12,374
11 スウェーデン	10,301
12 アイルランド	9,558
13 ベルギー	8,811
14 ポーランド	8,091
15 デンマーク	7,439
16 チェコ	7,113
17 オーストリア	6,935
18 オーストラリア	5,394
19 ハンガリー	4,782
20 日本	4,672
<世界計>	479,000

【出所】 Global Legal Entity Identifier Foundation, Annual Report 2016, pp.4-5 のデータより 中西健治事務所作成

平成29年5月25日 参議院 財政金融委員会 自由民主党・こころ 中西健治

(藤末健三委員資料)

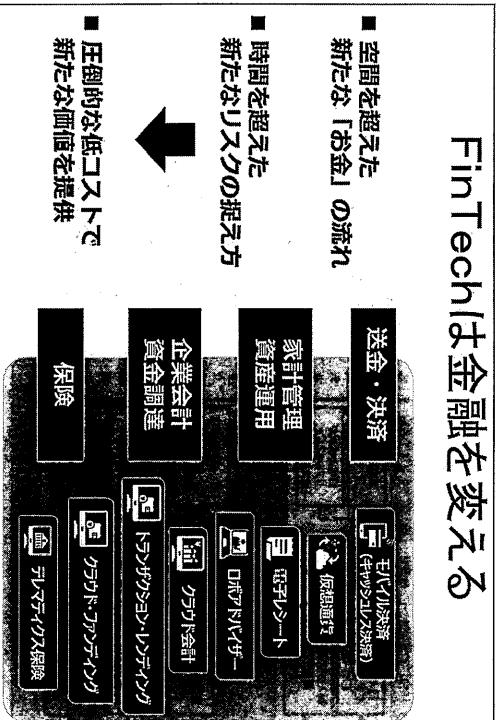
## API公開の仕組み



FinTechは金融を変える

空間考證

■ 時間を超えた  
新たなリスクの捉え方



[HJW] Global Legal Entity Identification Foundation 2011-12-12

## 金融機関の動き

新たなビジネスモデルの模索

2025年までに銀行収益の  
10~40%が喪失するリス  
クを予測

自らの事業の33%が  
FinTechによって代替され  
全セクター（銀行、保険、資産運  
用等）で20%以上の事業喪  
失リスクを認識

PwC Global FinTech Report March 2016

(出典:経済産業省資料「FinTechビジョン」について)(平成29年5月)を基に藤井健三事務所作成

飛躍的成長を遂げるベンチャー企業

世界各国におけるFinTech投資額等

FinTech実績世界		FinTech実績中国		日本	
アントラン	イーバンク	蚂蚁	騰訊	楽天	ソフトバンク
FinTech実績 技術額	12.21.12 自社開発	974 億円	770 億円	65 億円	65 億円
総GDP 2014年	17.348 兆ドル	2,989 十億円	3,868 十億円	272 十億円	308 十億円
開業率 農業率	9.3%	14.1%	8.5%	31.7%	4.605 十億円
	10.3%	9.7%	8.1%	7.7%	4.89% 4.0%
Voy(%)		Voy(%)		Voy(%)	
(出典:経産省発表資料FinTechセミナーについて(平成29年5月)を基に金融庁(第三回)所作)					

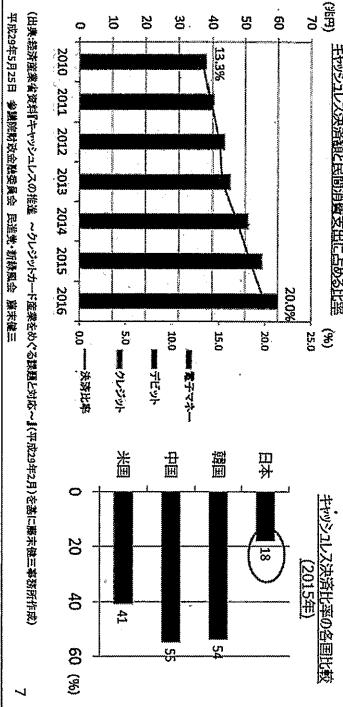
「お金」の流れをデジタルで完結させるための政策対応

- | 課題                              | 基本的な方向性  |
|---------------------------------|--|
| FinTechと金融機関等のオーバーラップによる接続が重要   | ◆銀行のオープンAPI促進<br>▶銀行の本質に即する中間業者の取扱いに関して、平成29年3月に銀行法等の一部を改正する法律案を今国会に提出 |
| API開放に伴うセキュリティ、責任・コスト負担等の明確化が必要 | ◆クレジットカード企業のオープンAPI促進<br>▶クレジットカードのAPI連携に向けた技術標準や政策対応                  |
| ブロックチェーン技術の適用可能性の拡大             | ◆API開放に関する契約条件や価格設定、セキュリティのあり方の明確化<br>◆ブロックチェーン技術の活用促進                 |

課題	「お金」の流れをデジタルで完結させるための政策対応
基本的な方向性	<p>◆銀行のオープンAPI促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶銀行の決済に関する中間業者の取扱いに關して、平成29年3月に銀行法等の一部を改正する法律案を今国会に提出</li> </ul> <p>◆クレジットカード企業のオープンAPI促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶クレジットカードのAPI連携に向けた技術標準や政策実施</li> </ul> <p>◆API開放に関する契約条件や価格設定、セキュリティのあり方の明確化</p>
適用可能性の拡大	<p>◆ブロックチェーン技術の活用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶国際標準への対応、実証実験の推進等</li> </ul> <p>◆プロジェクトローン技術の活用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶(出典)「金融庁がブロックチェーンについて(平成29年5月)答申に備蓄金、田澤洋、新藤義、田中誠司、高橋和也、三井住友信託銀行第三監査部監査官)</li> </ul>

## キャッシュレス決済の普及状況

- キャッシュレス決済導入率、決済額及び取扱額が年々増加。
- キャッシュレス決済率を日本、海外諸国と比較するとまだ低い、更なる拡大が期待される。



## イノベーション(試行錯誤)を促す仕組み作り

- 既存の法令を含む様々な規制についても、FinTechイノベーションを促進し、ユーザーの便益を最大化する方向で再検証・見直し

課題	基本的な方向性
従来型の制度ではイノベーションに対応しきれない	◆FinTechイノベーション等を促進する規制改革
世界中でFinTechイノベーション促進競争が激化	▷イノベーションを促進しつつ、消費者保護や公正な競争環境を確保するための規制制度あり方
FinTechにおいては、現行規制等の適用があるからかの判断が難しい	①技術革新を組み込む技術中立性の確保 ②リカバースゾローチ ③新規参入の促進 ④民間の自主的規制の促進 ⑤サンドボックスの実示證を取入れる仕組み
現行規制等の適用が課題となるケースも想定される	✓決済における法制度の統合 ✓規制改革・標準化に向けた支援(10才推進法) ✓RegTechの活用

8

(藤巻健史委員資料)

日本銀行B/S

平成29年3月末

資産 (兆円)	負債資本金 (兆円)
国債 (うち長期国債)	発行銀行券 日銀当座預金 (うち法定準備預金)
417.7 377.1)	99.8 342.7 約9.4 )
貸付金	政府預金 引当金勘定 準備金 資本金
44.6	21.7 4.5 3.2 0.0001
490.1	490.1

平成29年5月25日 参議院 財政金融委員会 日本維新の会 藤巻健史 日銀HPより藤巻健史事務所作成

平成二十九年六月十三日印刷

平成二十九年六月十四日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

K